

昭島市スポーツ推進計画

(平成 28 年度～平成 33 年度)

平成 28 年3月

昭 島 市

はじめに

生涯健康であり続けること、健康寿命を伸ばしていくことは誰しもの願いであります、理想でもあります。そのために自らの健康は自らが守ることを基本に、日常生活の中で実践していく必要があります。

スポーツをすることは、心身の健全な発達に寄与するだけでなく、爽快感、達成感、仲間との一体感をもたらし、スポーツ活動を通じた家族や地域の交流などの絆を深めるとともに、フェアープレー精神が養われ、青少年の健全育成や社会規範を身に付けることにもつながり、人間を健やかにより豊かにするものであります。

昭島市では平成24年度よりスポーツを通した健康・体力づくりのきっかけとなるよう、5月の最終水曜日に世界的に開催されている、「チャレンジデー」に参加してまいりました。毎年多くの市民及び団体・関係機関の皆様のご理解をいただき、参加者も年々増加し普段の生活の中に定着しております。

また、2020年には、世界最高のスポーツの祭典でありますオリンピック・パラリンピックが、東京で開催されることとなりました。トップアスリートの活躍を目の前で観戦できることは、スポーツに親しみ、スポーツへの関心を高揚するものと期待しております。

こうした中、昭島市のスポーツをさらに推進していくために、平成28年度から平成33年度までの6年間を計画期間とする「昭島市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

この計画では、平成19年に策定した「昭島市スポーツ振興計画」の取り組みを基本にしつつ、「第五次 昭島市総合基本計画」で将来都市像として掲げる「元気都市 あきしま」の確かな実現に向けて、すべての市民がスポーツを通して健康維持・増進をはじめ、地域の活性化を図り、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることを目指すこととしています。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました昭島市スポーツ推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なるご意見を賜りました市民の皆様及び関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。今後も市民の皆様、関係団体・機関の皆様との協働により計画を推進してまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

平成28年3月

昭島市長 北川穰一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の趣旨	8
3 計画の位置付け	9
4 計画の期間	9
第2章 本市の市民スポーツに関する現状と課題	
1 スポーツの実施状況	13
2 競技スポーツとの関わり	21
3 スポーツを支える人の状況	25
4 スポーツによる地域交流の状況	30
5 「昭島市スポーツ振興計画」(平成19年度～平成27年度)の検証	33
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	37
2 数値目標	37
3 施策体系	38
第4章 施策の展開	
基本施策1 誰もがスポーツに親しみ、取り組むための支援の充実	43
基本施策2 競技スポーツを楽しむ環境づくり	52
基本施策3 スポーツを支える人づくり	56
基本施策4 スポーツを通じた地域の絆づくり	59
第5章 計画の推進体制	
1 関連機関との連携による計画の推進	65
2 PDCAサイクルによる計画の進行管理	66
3 (仮称)昭島市スポーツ推進審議会の設置の検討	67
資料	
1 昭島市スポーツ推進計画策定委員会要綱	71
2 昭島市スポーツ推進計画策定委員会 委員名簿	72
3 検討経過	73
4 「昭島市スポーツ振興計画」(平成19年度～平成27年度)の検証について	74
5 「昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査」の概要	76
6 スポーツ基本法	80
7 用語解説	91

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会状況の変化

近年、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んでいます。グローバル化に伴って国際的な協力・交流が活発になる一方では国際競争も激化するなど、市民を取り巻く社会環境は急激に変化しています。

そのような中で、昭和60年頃から子どもの体力・運動能力が低下する傾向が見られ、将来的に生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などが懸念されることから、学校では子どもの体力・運動能力の向上を目的として、体育の授業や運動部活動などを通してスポーツを行う取り組みがなされてきました。

少子・高齢化の進展にともない、次代を担う子ども・若者の健全育成、中高年の生活習慣病の予防、高齢者の介護予防、障害のある人の社会参加など、市民がスポーツを行う目的は多様化しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者や避難者を元気づける取り組みでは、スポーツが大きな力を発揮しています。災害時に備えて日頃から地域の人々がつながるための仕組みづくりが求められていることからも、スポーツを通じた地域の人々の主体的な協働と絆づくりへの期待が高まっています。

スポーツを取り巻く状況が大きく変化したことを受け、平成23年にはスポーツ基本法が成立しました。この法律は、スポーツに関する施策の基本事項を定めて総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としており、国や地方公共団体には、スポーツ基本法の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定することが責務となっています。

2020年に東京オリンピック・パラリンピックを開催することが決定し、これを契機として市民のスポーツに対する関心を高め、スポーツの実施に結び付けていくことが期待されています。

(2) 国の動き

国は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして「スポーツ基本計画」（平成24年3月）を策定しました。

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、10年間程度を見通した基本方針を定め、平成24年度から概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を体系化しています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた競技力の向上や国民の健康

増進など、スポーツに関する施策を一元的に推進するため、平成27年10月には文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置されました。

スポーツ庁は文部科学省の「スポーツ・青少年局」を母体に、運動施設を整備する国土交通省や、健康増進事業を進める厚生労働省などが担っていた施策を総合的に調整し、推進します。

スポーツ基本法の目的と理念

◆目的：

スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

◆理念：

- ①スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。
- ②スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- ③スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- ④スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- ⑤スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- ⑥スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- ⑦スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- ⑧スポーツは、スポーツを行う者に対し、不當に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

スポーツ基本計画：今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

スポーツの果たす役割を踏まえ、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、本計画においては、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としつつ、「幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の具体的な内容を達成するため、次の課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国実現を目指すこととする。

- ① 子どものスポーツ機会を充実する。
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する。
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う。
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流を推進する。
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性を向上させる。
- ⑦ 地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環を創出する。

スポーツ基本計画：今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

- ①学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ②若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力つくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- ⑥ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

(3) 東京都の動き

東京都では、平成20年7月に「東京都スポーツ振興基本計画」(平成20年度～平成28年度)を策定し、都民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツを楽しむことができる社会を目指してさまざまな取り組みを進めてきました。

平成24年3月には全国初の「東京都障害者スポーツ振興計画」、平成25年3月には「スポーツ祭東京2013」以降の新たなスポーツ推進指針として、「東京都スポーツ推進計画」(平成25年度(2013)～平成32年度(2020))を策定しました。

この新たな計画に基づくさまざまな取り組みを推進することで、世界に誇る成熟都市の模範として、スポーツが都民の日常に溶け込み、スポーツを通じて人々が豊かに暮ら

せる「スポーツ都市東京」の実現を目指しています。

平成 27 年 9 月には、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて都民のボランティア活動を後押しする目的で、「ボランティア活動推進協議会」を発足させました。運営を手伝う大会ボランティアを 8 万人、観光地で訪日客を案内する都市ボランティアを 1 万人集める計画をたてています。

「東京都スポーツ推進計画」

◆基本理念

スポーツの力をすべての人に～誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現～

◆数値目標

スポーツ人口の裾野を広げるとともに、スポーツの習慣化を推進することで、世界トップレベルのスポーツ実施率（週 1 回以上）70% を達成

※スポーツ実施率：週 1 回以上スポーツを実施する成人の割合（平成 24 年は 53.9%）

◆スポーツ都市東京の実現に向けた戦略

戦略 1：スポーツに触れて楽しむ機会の創出

①するスポーツの推進／②観るスポーツの推進／③支えるスポーツの推進

戦略 2：スポーツをしたくなるまちづくり

①スポーツ情報の発信／②まちかどスポーツの推進／③地域スポーツとトップスポーツの融合／

④スポーツ施設の環境整備／⑤身体を動かしたくなる環境の整備

戦略 3：ライフステージに応じたスポーツ活動の支援

①子供のスポーツ推進／②働き盛り・子育て世代のスポーツ推進／③高齢者のスポーツ推進

戦略 4：世界を目指すアスリートの育成

①多彩な才能を発掘・育成する一貫システム／②指導者の確保・育成／③トップアスリートの功績を称える顕彰

戦略 5：国際交流、観光、都市づくり政策等との連動

①国際都市東京のプレゼンスの向上／②新たなスポーツの力の創造

◆本計画におけるスポーツとは

本計画では、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかった方にも気軽に楽しんでいただくため、スポーツの概念を幅広く捉えている。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換を行う軽い体操、自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持った身体活動の全てをスポーツとして扱っている。

(4) 市の動き

本市では平成19年に「昭島市スポーツ振興計画」(平成19年度～平成27年度)を策定し、「より健やかに より豊かに」を基本として、市民の生活の質的向上や活力ある地域社会の実現を目指し、「いつでも どこでも いつまでも」を合言葉に、3つの数値目標を掲げ、スポーツ振興に取り組んできました。

「昭島市スポーツ振興計画」における数値目標

- 成人（20歳以上）の週1回以上のスポーツ実施率 50%
- 週1回以上スポーツをしている成人のスポーツクラブ、サークル・団体の加入率 20%
- 総合型地域スポーツクラブを少なくとも一つ育成

平成23年5月には「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま ～人も元気 まちも元気 緑も元気～」を将来都市像とする「第五次昭島市総合基本計画」(平成23年度～平成32年度)を策定し、スポーツに関する施策を施策体系「3 未来を育む あきしま（教育・文化・スポーツの充実）の「3 「あきしまらしさ」を築く（市民文化・学習・スポーツの推進）」に位置付けています。

総合基本計画におけるスポーツ・レクリエーション施策の目指す姿と施策の体系は次の通りです。

総合基本計画におけるスポーツ・レクリエーション施策

◆施策の目指す姿

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活をおくっています

◆施策の体系

①スポーツ振興計画の推進	A スポーツ振興計画の推進
	B 計画の周知
②スポーツライフの形成	A 参加機会の拡大
	B スポーツによる健康の増進
	C スポーツによる交流の促進
③スポーツ・レクリエーションの基盤整備	A 施設の維持・管理と活用
	B 人材の確保・育成と連携
	C 情報の収集と提供
	D スポーツ・レクリエーション団体への支援

◆政策指標

指標名	現状値 (H21)	目標値 (H27)	目標値 (H32)
1週間に1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	36.5% 平成21年度 市民意識調査	50.0%	60.0%

※平成25年度市民意識調査の結果では、週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合は38.1%です。

2 計画策定の趣旨

本市では「昭島市スポーツ振興計画」に基づき、市民の生活の質的向上や活力ある地域社会の実現を目指し、スポーツ振興に取り組んできました。

2020 年に東京オリンピック・パラリンピックを開催することが決定し、今後、競技者としての挑戦、トップアスリートが繰り広げる競技の観戦、ボランティアとしての運営支援など、市民がさまざまな立場でスポーツに参加する機会が増えることが見込まれます。

また、平成 32 年度までの本市のまちづくりの理念と方向性を示した「第五次昭島市総合基本計画」策定を受けて、市民の誰もがスポーツに親しむための機会の充実や環境の整備に取り組む必要があります。

「昭島市スポーツ振興計画」は平成 27 年度に最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを基本にしつつ、すべての市民がスポーツを通して心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることを目指して、「昭島市スポーツ推進計画」を策定します。

本計画における「スポーツ」の定義

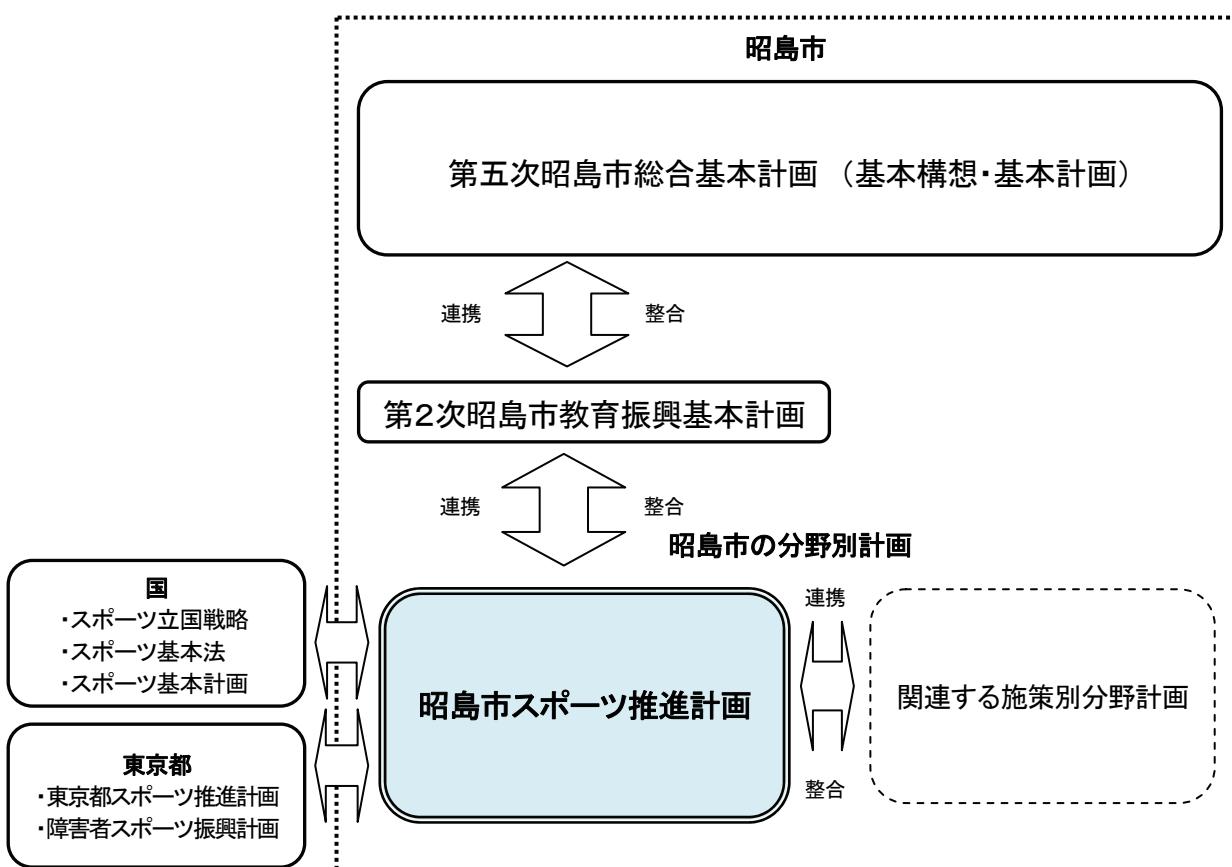
本計画では、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかった方にも気軽に楽しんでいただくため、スポーツの概念を幅広くとらえています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換に行う軽い体操、自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持った身体活動のすべてをスポーツとして扱っています。

3 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく「地方スポーツ推進計画」として位置付けられます。

第五次昭島市総合基本計画および第2次昭島市教育振興基本計画の分野別計画です。また、関連する施策別分野計画との連携・整合を図ります。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成33年度までの6年間とします。

計画期間中に社会情勢などの大きな変化がある場合には、適宜計画の見直しを行います。

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度
スポーツ推進計画															
総合基本計画															

Key periods indicated in the timeline:

- スポーツ振興計画** (Sports Revitalization Plan) spans from the start of the period to the end of the fifth year.
- スポーツ推進計画** (Sports Promotion Plan) spans from the start of the period to the end of the sixth year.
- 第五次総合基本計画(前期)** (First half of the Fifth Comprehensive Basic Plan) spans from the start of the period to the end of the fifth year.
- 第五次総合基本計画(後期)** (Second half of the Fifth Comprehensive Basic Plan) spans from the start of the fifth year to the end of the sixth year.
- 第六次総合基本計画(前期)** (First half of the Sixth Comprehensive Basic Plan) spans from the start of the sixth year to the end of the seventh year.

第2章 本市の市民スポーツに関する 現状と課題

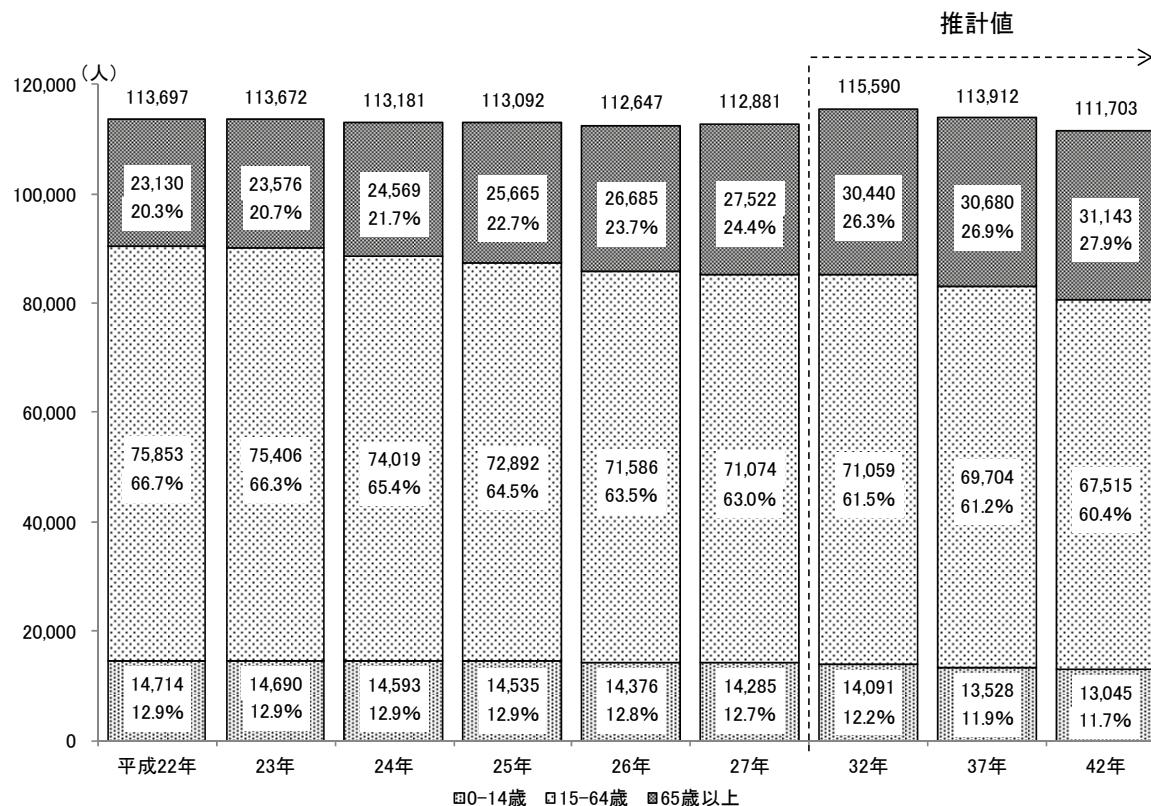
1 スポーツの実施状況

(1) 現状

①年齢3区分別人口

平成 27 年 10 月 1 日現在の本市の人口は 112,881 人です。年齢 3 区別にみると、年少人口（0～14 歳）は 14,285 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 71,074 人、老人人口は 27,522 人となっています。総人口は平成 32 年に 115,590 人に達した後は減少に転じ、年少人口の割合は減少し、老人人口の割合が増加すると推計されています。（図表 2－1－1）

図表 2－1－1 年齢 3 区別人口推移と推計



資料：平成 22 年～27 年は実数。住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

平成 32 年～42 年は推計値。「昭島市総合戦略」

②スポーツの実施状況

平成 27 年度に実施した「昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査」(以下、アンケート調査)によれば、この 1 年間に週 1 日以上スポーツを実施した人の割合（スポーツ実施率）は全体で 55.4% となっています。成人（20 歳以上）についてみると、スポーツ実施率は 52.3% であり、「スポーツ振興計画」の数値目標 50% を上回っています。年代別にみると、10 代の若者や中高年の実施率が高く、20 代、30 代、40 代の実施率が低くなっています。（図表 2-1-2）

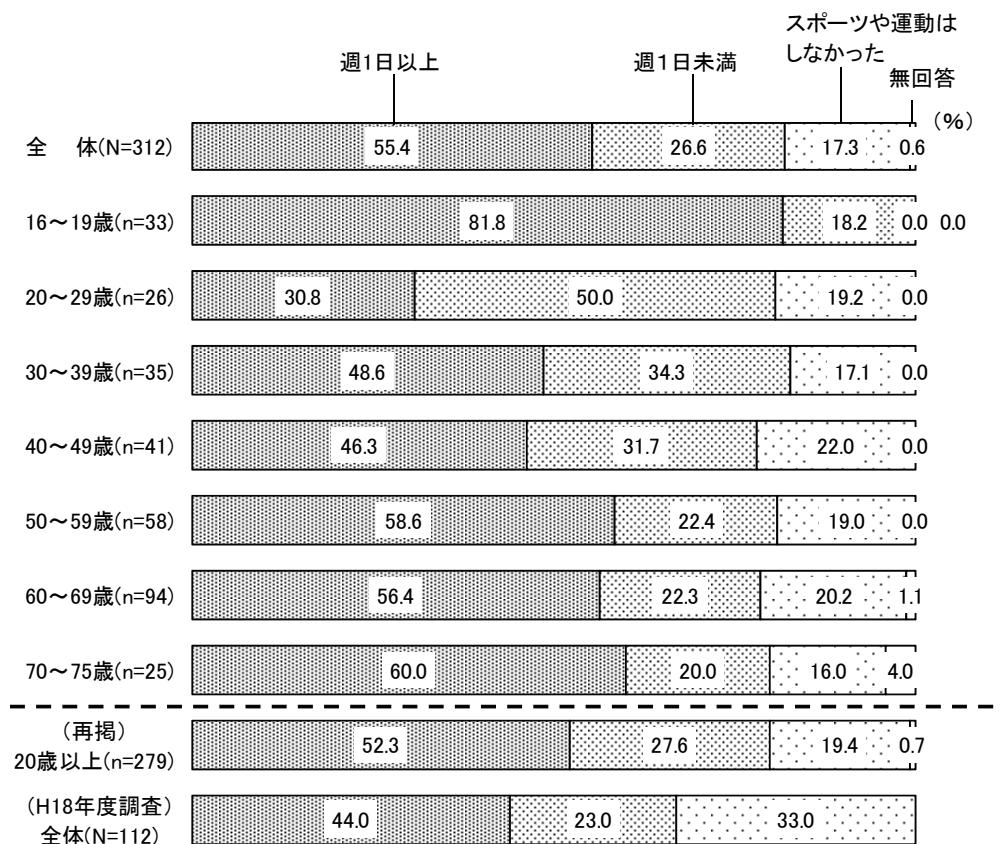
スポーツをする目的は、「運動不足を解消するため」、「健康維持・体力を増進するため」が多くなっています。（図表 2-1-3）

一方、スポーツを実施しなかった理由は、「仕事（家事・育児）が忙しく時間がないから」、「スポーツをする機会がないから」などとなっています。（図表 2-1-4）

中学生は、体育の授業以外で「学校の運動部活動で」、「友達や仲間で自由に」スポーツを実施しています。（図表 2-1-5）

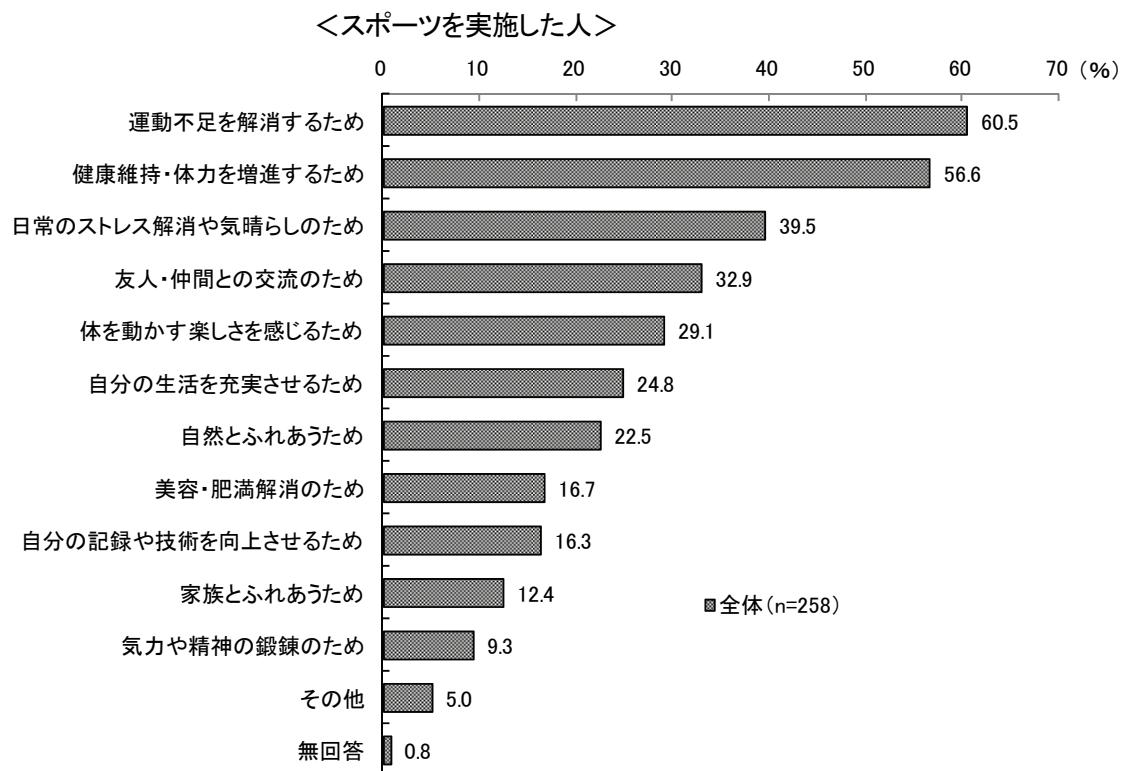
その理由は「スポーツが好きだから」、「友人や仲間と楽しむため」、「健康や体力を増進させるため」などとなっています。（図表 2-1-6）

図表2-1-2 週1日以上スポーツをした人の割合(一般調査:全体、年代別)



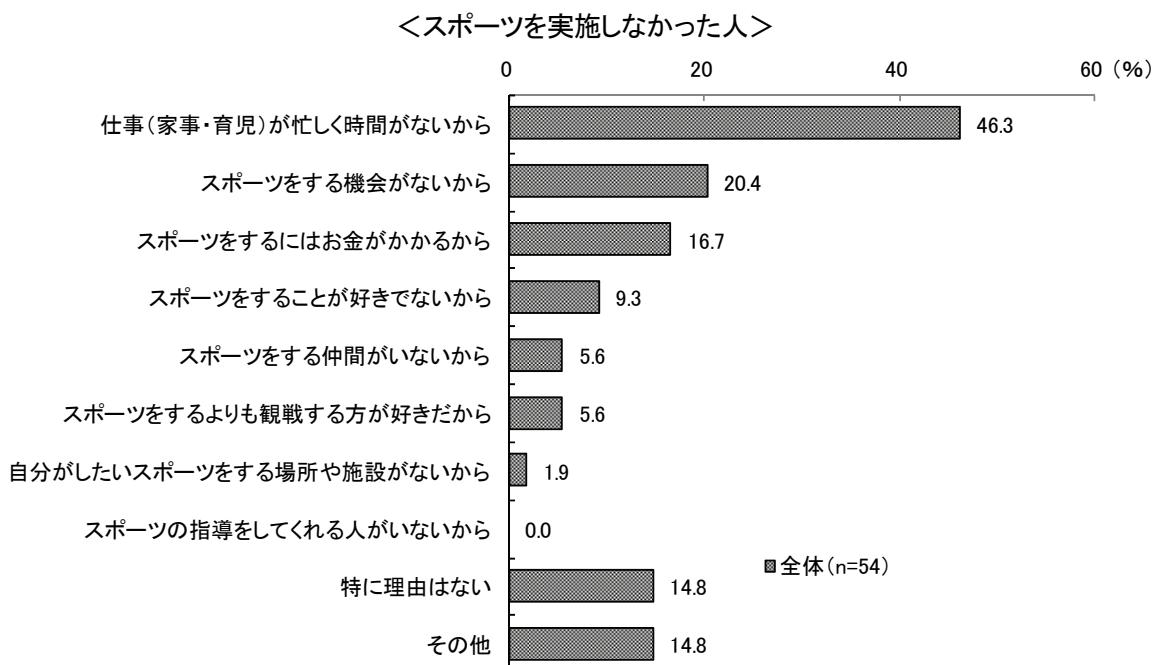
資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成 27 年）

図表2-1-3 スポーツをする目的(一般調査:全体、複数回答)



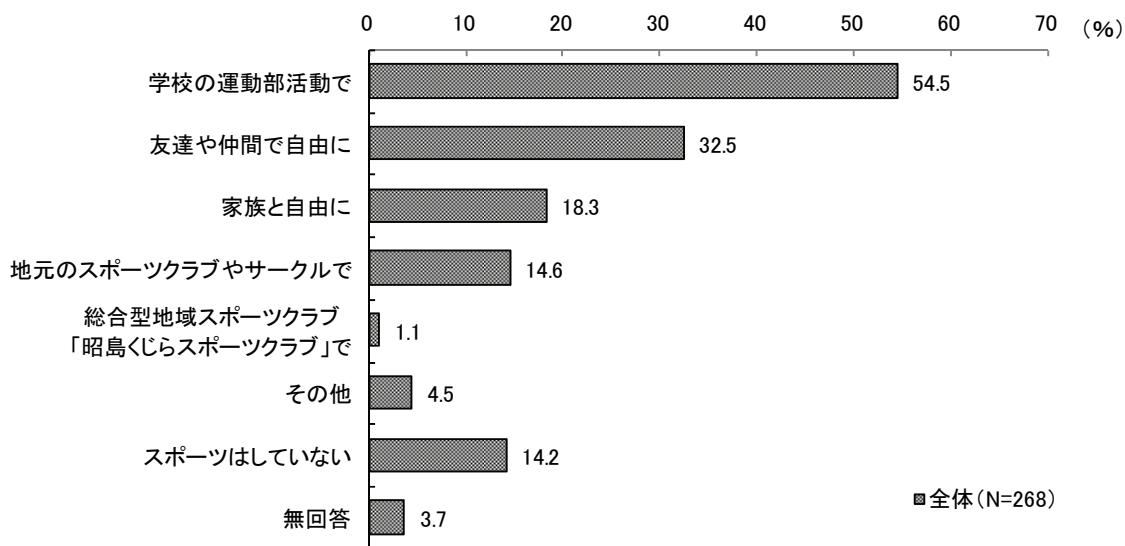
資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

図表2-1-4 スポーツを実施しなかった理由(一般調査:全体、複数回答)



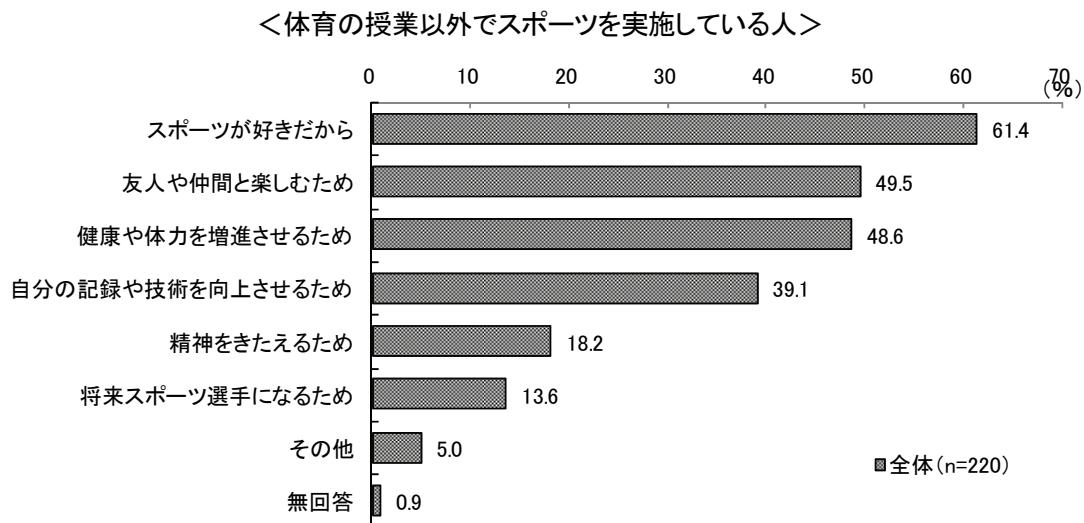
資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

図表2-1-5 体育の授業以外のスポーツの実施状況(中学生調査:全体、複数回答)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

図表2-1-6 体育の授業以外でスポーツをする目的(中学生調査:全体、複数回答)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

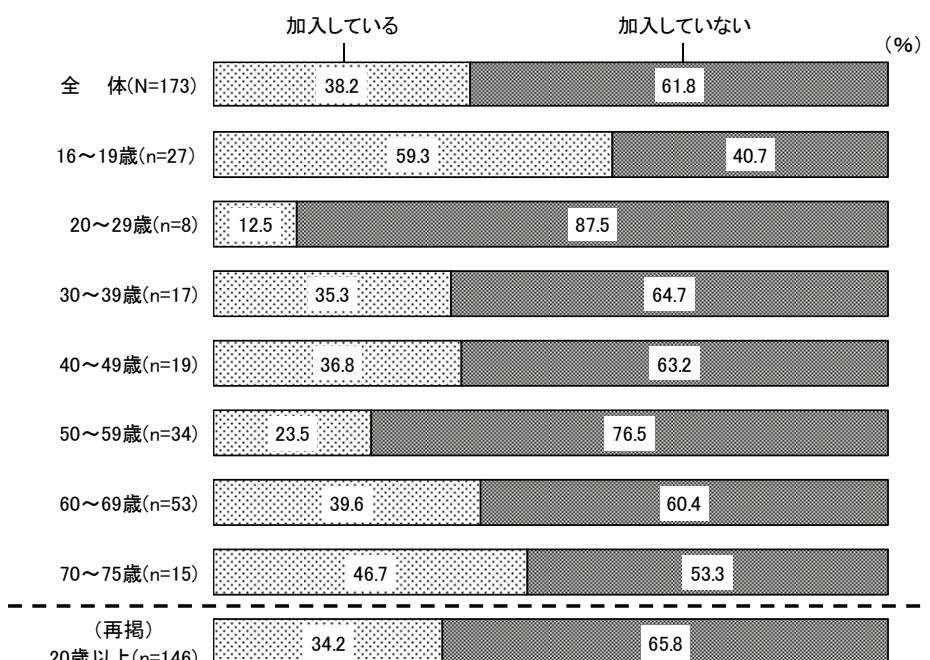
③スポーツクラブ・団体の加入状況

アンケート調査によれば、週1日以上スポーツを実施している人のうち、スポーツクラブに「加入している」人は38.2%で、成人（20歳以上）についてみると34.2%となっており、「スポーツ振興計画」の数値目標20%を超えております。（図表2-1-7）

加入した動機は「スポーツを継続的に行うことができるから」、「友人や仲間と交流することができるから」が6割を超えており、スポーツクラブへの加入がスポーツの継続実施や交流に役立っていることがうかがえます。（図表2-1-8）

図表2-1-7 クラブ・サークルへの加入状況(一般調査:全体、年代別)

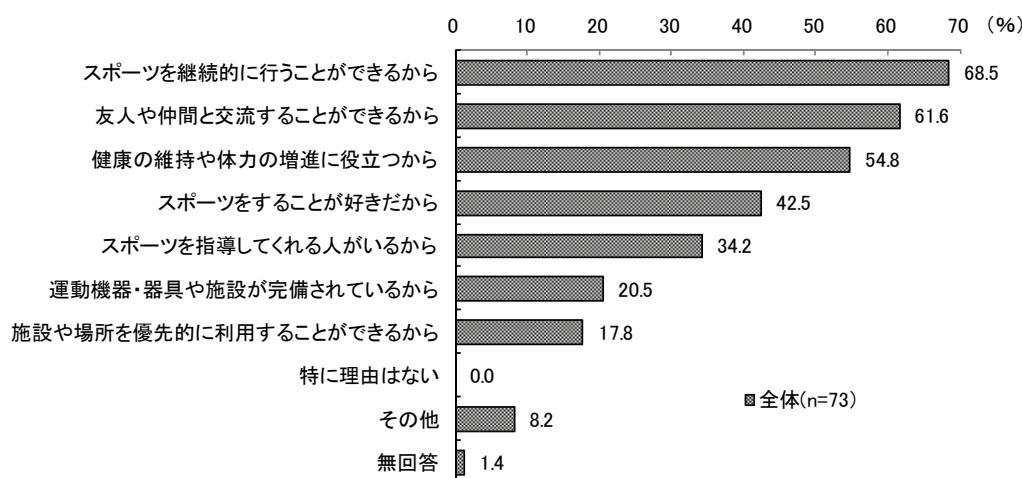
<週1日以上スポーツを実施している人>



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

図表2-1-8 スポーツクラブに加入した動機(一般調査:全体、複数回答)

<スポーツのクラブ・サークルに加入している人>



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

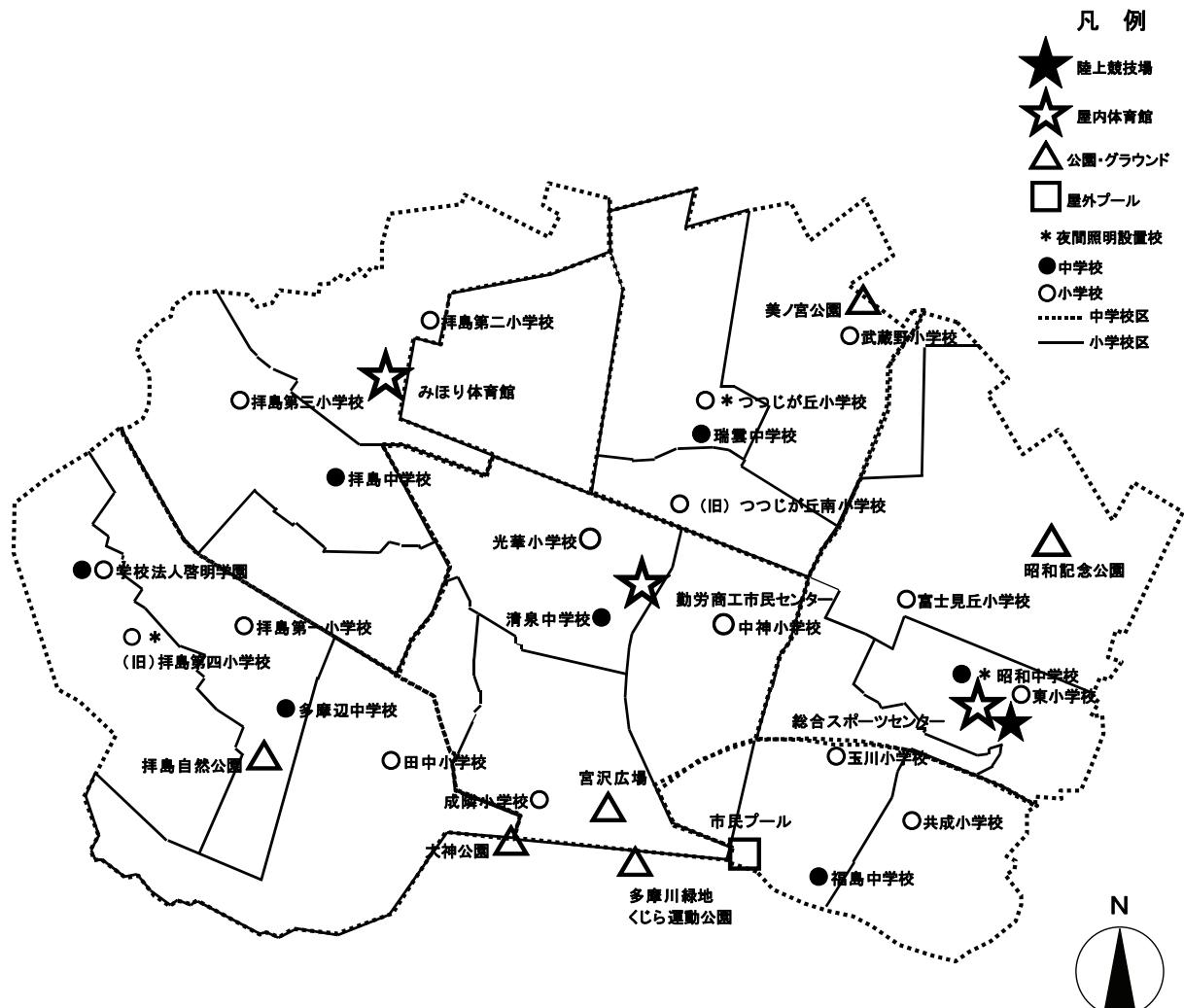
④公共スポーツ・レクリエーション施設

本市における公共スポーツ・レクリエーション施設は、以下の図のとおりとなっています。総合スポーツセンター（旧：東京都立多摩スポーツ会館）は平成16年に東京都から本市に移管され、市民のスポーツ実施の拠点施設として活用されています。しかし、開設から40年がたち、老朽化が問題となっています。（図表2-1-9）

アンケート調査によれば、市民がスポーツをする場所は、「公共のスポーツ施設」、「公園・広場」、「民間のスポーツ施設」などとなっています。（図表2-1-10）

今後、公共スポーツ施設に求めることとしては、「現在ある屋内のスポーツ施設を整備する」、「現在ある屋外のスポーツ施設を整備する」、「施設内の設備（器具・用具）を充実する」などとなっています。（図表2-1-11）

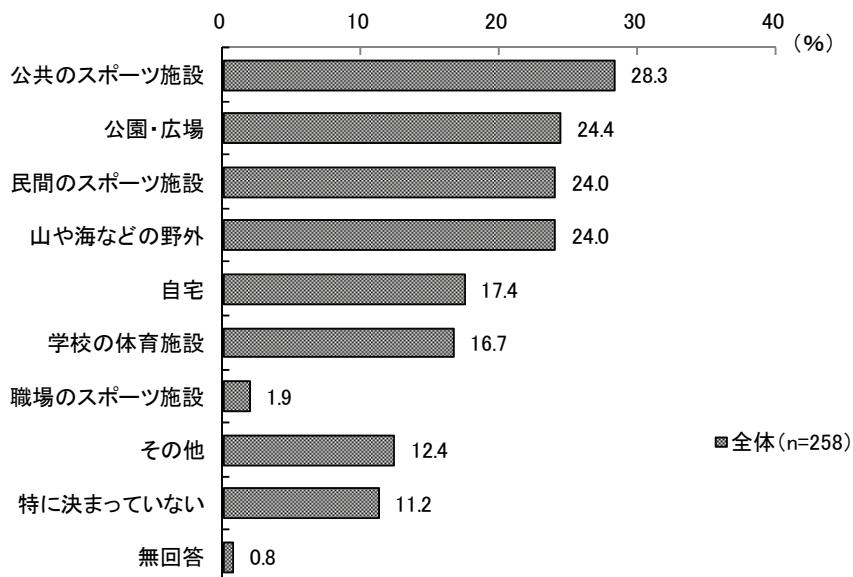
図表2-1-9 公共スポーツ施設の立地状況



資料：スポーツ振興課

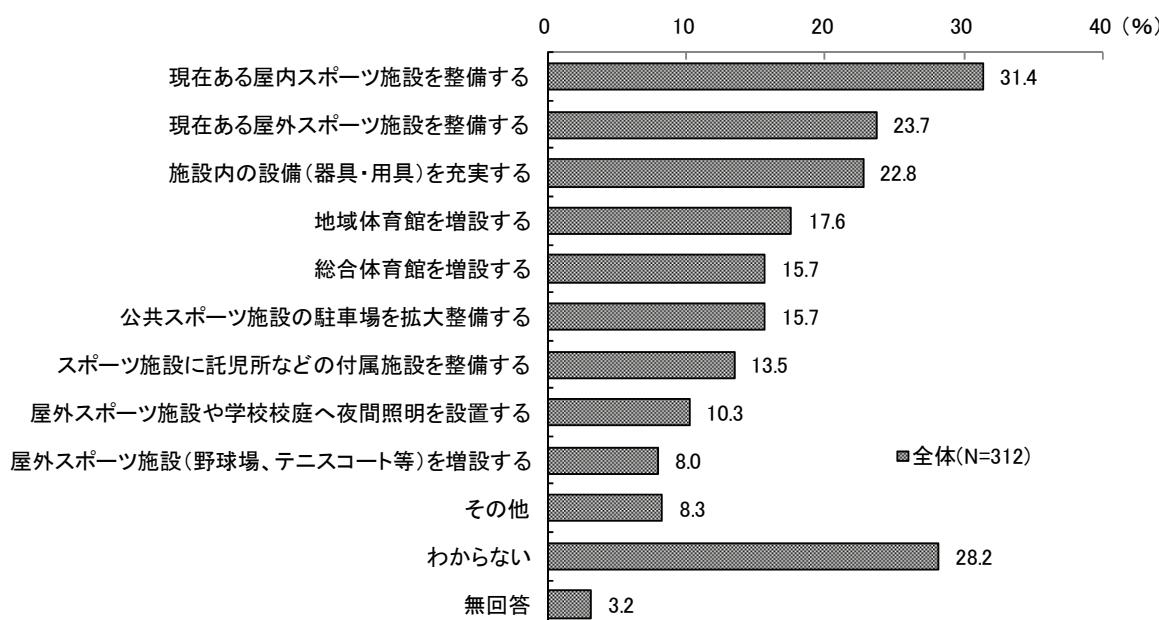
図表2-1-10 スポーツを実施した場所(一般調査:全体、複数回答)

<スポーツを実施した人>



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

図表2-1-11 公共スポーツ施設に求めること(一般調査:全体、複数回答)



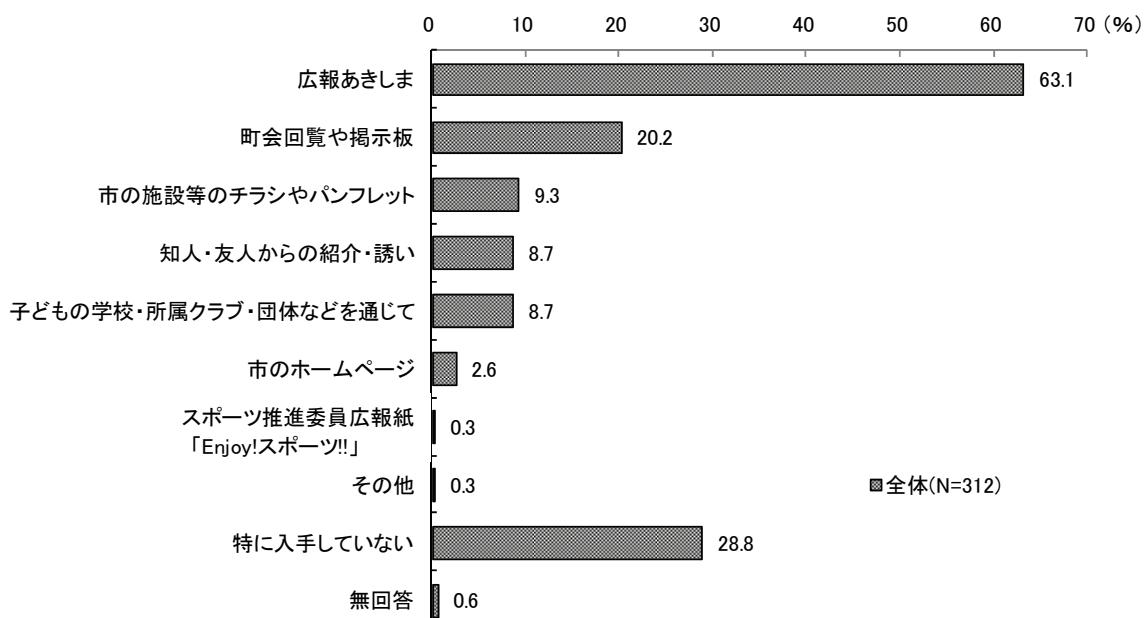
資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

⑤スポーツに関する情報

本市では、市の広報紙やホームページ、チラシ、昭島市体育協会広報紙「体協だより」、スポーツ推進委員広報紙「Enjoy!スポーツ!!」などを通じてスポーツに関する情報を提供しています。

アンケート調査によれば、市のスポーツに関する情報の入手方法としては「広報あきしま」が最も多く、次いで「町会回覧や掲示板」などとなっています。(図表2-1-12)

図表2-1-12 市のスポーツに関する情報入手の方法(一般調査:全体、複数回答)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

(2) 課題

- ◇子どもの頃からスポーツに親しみ、生涯にわたって取り組めるよう、スポーツへの参加機会の充実を図る必要があります。これからスポーツを始めたい人、スポーツを継続したい人、技術の向上を目指す人など、誰もがスポーツに親しみ、取り組むための支援が必要です。
- ◇子どもから高齢者まで、ライフステージ別のニーズに応じてスポーツができるよう、多様な健康・スポーツプログラムを提供する必要があります。
- ◇スポーツを通して健康・体力づくりを継続的に行うため、クラブ・団体等の組織化を図る必要があります。
- ◇誰もがスポーツができる環境づくりを進めるため、公共スポーツ施設の整備・充実、身近な地域の公共施設の活用、学校体育施設の整備・充実を図る必要があります。
- ◇市民がスポーツに親しむきっかけをつくり、継続して実施することを支援するため、スポーツ情報の収集・提供体制の整備・充実を図る必要があります。

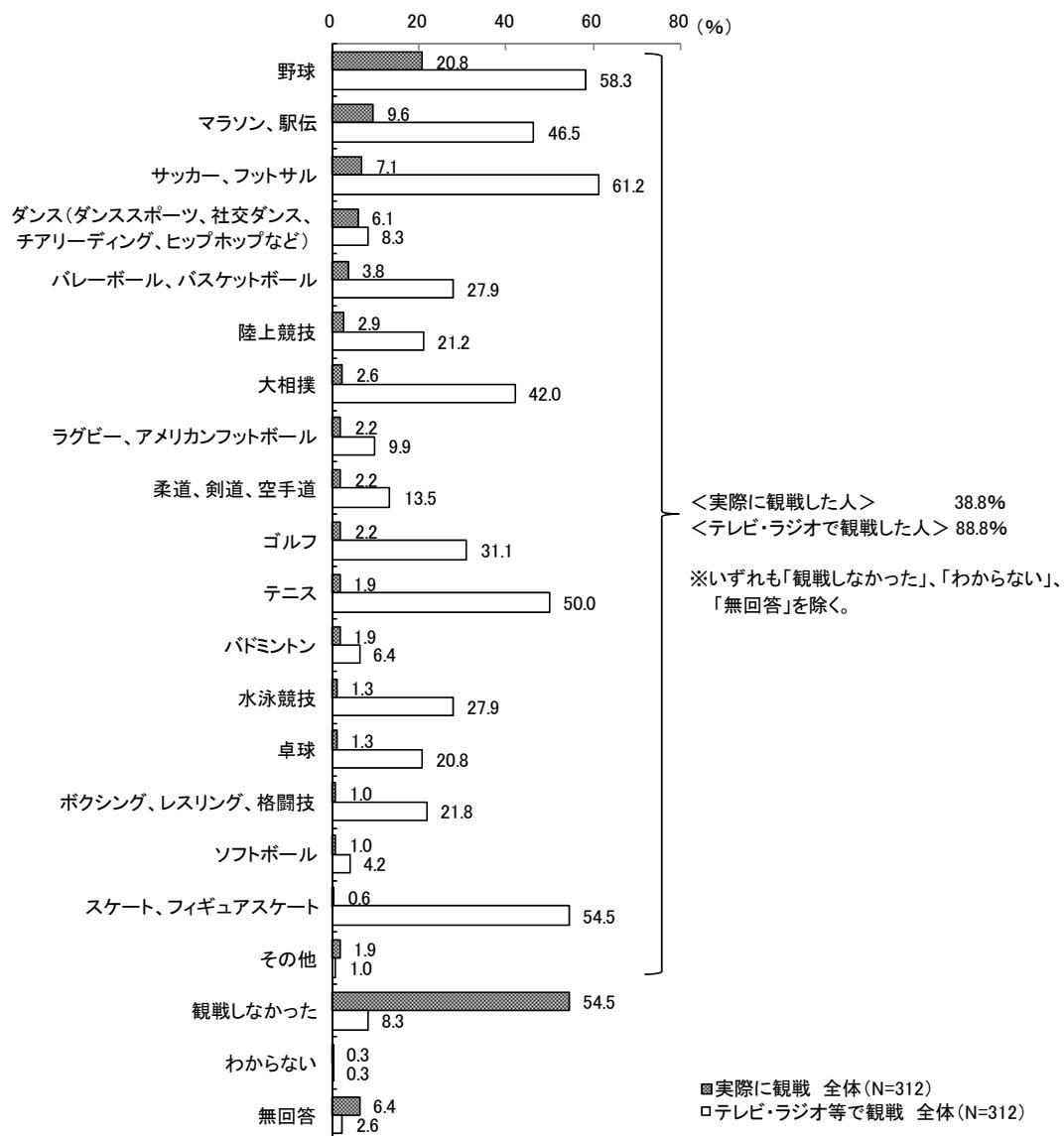
2 競技スポーツとの関わり

(1) 現状

①スポーツ観戦

アンケート調査によれば、「観戦しなかった」、「わからない」及び無回答を除き、この1年間に＜実際に観戦した人＞は38.8%、＜テレビ・ラジオで観戦した人＞は88.8%となっています。（図表2-2-1）

図表2-2-1 この1年間で観戦したスポーツ（一般調査：全体、複数回答）



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

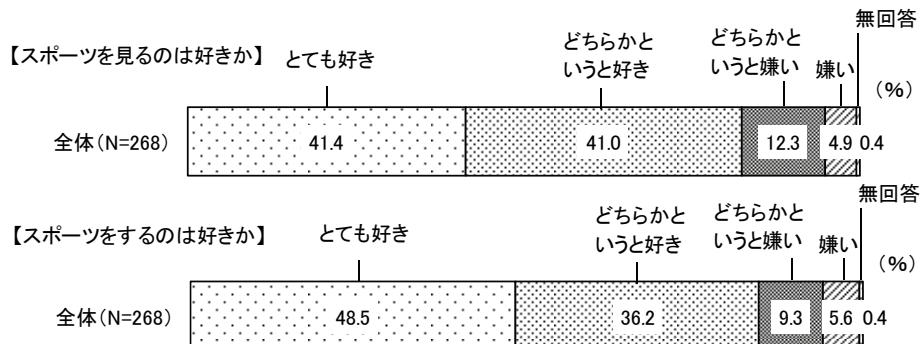
②中学生と競技スポーツ

中学生では、スポーツを見ること・することが＜好き＞（「とても好き」と「どちらかといふと好き」の合計）は、ともに8割を超えています。（図表2-2-2）

体育の授業以外でスポーツを実施している人のうち、「学校の運動部活動で」は5割を超えていました。（図表2-1-5）

スポーツをする目的は、約4割が「自分の記録や技術を向上させるため」と回答しています。（図表2-1-6）

図表2-2-2 スポーツを見る・するのは好きか(中学生調査:全体)



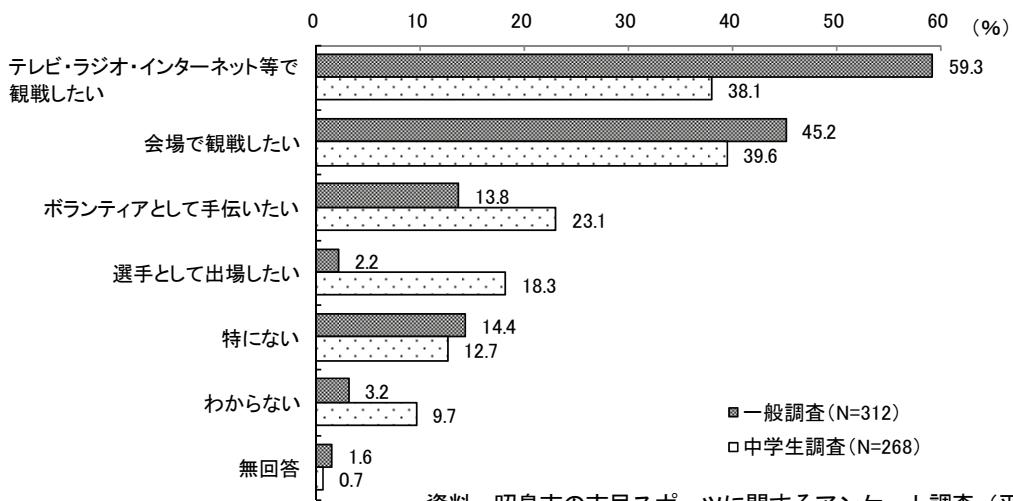
資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

③東京オリンピック・パラリンピックへの関心

2020年東京オリンピック・パラリンピックでしたいことは、一般調査では「テレビ・ラジオ・インターネット等で観戦したい」、中学生調査では「会場で観戦したい」が最も多くなっています。

中学生調査では、一般調査に比べ、「ボランティアとして手伝いたい」、「選手として出場したい」という意向も多くなっています。（図表2-2-3）

図表2-2-3 東京オリンピック・パラリンピックでしたいこと(一般調査、中学生調査:全体、複数回答)



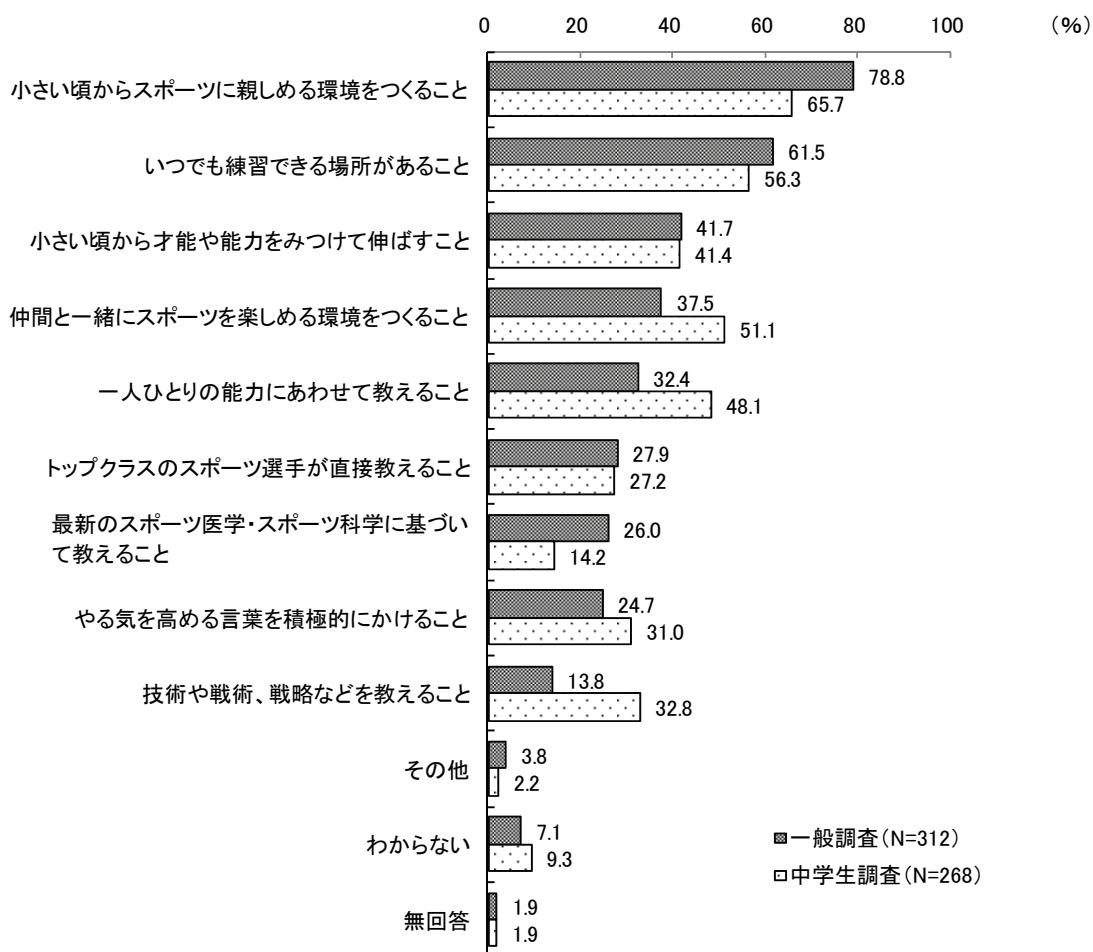
資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

④世界で活躍する選手の育成に必要なこと

世界で活躍する選手の育成に必要なことは、一般調査、中学生調査ともに、「小さい頃からスポーツに親しめる環境をつくること」、「いつでも練習できる場所があること」などとなっています。

中学生調査では、一般調査に比べて、「仲間と一緒にスポーツを楽しめる環境をつくること」、「一人ひとりの能力にあわせて教えること」、「技術や戦術、戦略などを教えること」が多くなっています。(図表2-2-4)

図表2-2-4 世界で活躍する選手の育成に必要なこと(一般調査、中学生調査:全体、複数回答)



※中学生調査は一般調査と同様の項目をたずねているが、一部の選択肢で表現が異なる。

【一般調査】

- ・ 小さい頃から才能や能力をみつけて伸ばすこと ⇒ 小さい頃から才能や能力をみつけて伸ばしてもらうこと
- ・ 一人ひとりの能力にあわせて教えること ⇒ 一人ひとりの能力にあわせて教えてもらうこと
- ・ トップクラスのスポーツ選手が直接教えること ⇒ トップクラスのスポーツ選手に直接教えてもらうこと
- ・ 最新のスポーツ医学・スポーツ科学に基づいて教えること ⇒ 最新のスポーツ医学・スポーツ科学に基づいて教えてもらうこと
- ・ やる気を高める言葉を積極的にかけること ⇒ やる気を高める言葉を積極的にかけてもらうこと
- ・ 技術や戦術、戦略などを教えること ⇒ 技術や戦術、戦略などを教えてもらうこと

【中学生調査】

(2) 課題

- ◇スポーツの観戦に対する市民の意欲は高いと言えますが、テレビ・ラジオ等での観戦に比べ、会場で実際に観戦する機会は少なくなっています。東京オリンピック・パラリンピックを契機として、競技スポーツを「見る」機会の充実を図る必要があります。
- ◇中学生調査では、8割以上がスポーツをするのも見ても好きと回答し、スポーツをする目的として自分の記録や技術を向上させるためとの回答が4割弱、東京オリンピック・パラリンピックに選手として出場したいとの意向が2割弱と一般調査より高く、競技スポーツの実施や競技スポーツ大会への参加意向が高いことがうかがえます。日々の練習の成果を発揮する機会として、競技スポーツ大会の充実を図る必要があります。
- ◇競技スポーツを推進するにあたり、競技スポーツ関係者・団体に対し、競技者の育成や競技大会への選手・役員の派遣などを支援する必要があります。



3 スポーツを支える人の状況

(1) 現状

①スポーツクラブ・団体

本市の総合スポーツセンターに登録している団体は 1,351 団体（市内団体数 934 団体、市外団体数 417 団体）で、球技、水泳、舞踊、体操、武道等、競技種目は 40 種目にのぼっています。（図表 2-3-1）

図表 2-3-1 昭島市総合スポーツセンターの登録団体数（平成 26 年度）

（平成27年3月31日現在）

分類	種目	市内団体数	市外団体数	合計
球技	バレーボール	51	47	98
	バスケットボール	55	19	74
	バドミントン	52	15	67
	卓球	27	7	34
	フットサル	172	109	281
	サッカー	8	1	9
	ビーチボール	26	1	27
	ドッジボール		3	3
	ハンドボール	1	4	5
	テニス	4		4
	ミニテニス	3	1	4
	ソフトテニス	1	1	2
	野球	6	3	9
	ソフトボール	1		1
	インディアカ	9		9
水泳	その他球技	2	5	7
	競泳	19	16	35
舞踊	水中運動 ほか	4	2	6
	ダンス	178	74	252
体操	バレエ	19	8	27
	体操・新体操	68	6	74
	氣功・ヨガ	21	3	24
武道等	エクササイズ	6	1	7
	剣道	20	6	26
	弓道	7	28	35
	空手道	11	1	12
	柔道	3	1	4
	合気道	7	4	11
	太極拳	7	1	8
	拳法	5		5
	武道	5	1	6
	居合道	1	1	2
	テコンドー	1	1	2
	ボクシング	1	1	2
その他	格闘技	2		2
	クライミング	18	10	28
	スキー	1		1
	レクリエーション	22	8	30
	ダーツ	1		1
	その他	89	28	117
合計		934	417	1,351
競技種目		39	33	40

資料：昭島の社会教育

②昭島市体育協会

昭島市体育協会は、スポーツ団体の活動支援や選手の育成支援、市のスポーツイベントの実施・運営支援を行っています。加盟団体は282団体、競技種目は23種目となっています。(図表2-3-2)

図表2-3-2 昭島市体育協会加盟団体と会員数(平成27年4月1日現在)

	団体名	会員数			団体数
		男性	女性	計	
1	サッカー協会	1,544	112	1,656	41
2	野球協会	1,547	1	1,548	87
3	ソフトボール協会	521	30	551	27
4	バレー・ボーラー協会	108	211	319	24
5	テニス協会	157	110	267	9
6	剣道協会	197	55	252	10
7	バスケットボール協会	184	66	250	21
8	卓球協会	134	94	228	13
9	バドミントン協会	120	105	225	1
10	ダンススポーツ連盟	90	130	220	6
11	ゴルフ協会	139	27	166	1
12	ビーチボール協会	54	108	162	18
13	ソフトテニス協会	81	43	124	5
14	グラウンド・ゴルフ協会	39	50	89	1
15	空手道協会	64	15	79	5
16	弓道協会	35	40	75	1
17	スポーツ少年団本部	51	21	72	3
18	インディアカ協会	14	39	53	4
19	ターゲット・バードゴルフ協会	33	19	52	1
20	スキー協会	20	30	50	1
21	陸上競技会	33	3	36	1
22	クレー射撃協会	32	2	34	1
23	柔道協会	22	6	28	1
合計		5,219	1,317	6,536	282

資料：昭島市体育協会

③スポーツ推進委員

本市では、スポーツ基本法に基づくスポーツの推進体制を図るため、小学校区を中心にスポーツ推進委員18人を委嘱しています。地域スポーツ活動の振興や市で実施する事業に企画から参加する他、広報紙「Enjoy!スポーツ!!」を発行しています。

アンケート調査によれば、スポーツ推進委員の認知度は2割弱となっています。(図表2-3-3)

図表2-3-3 市のスポーツ推進委員の認知状況(一般調査:全体)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

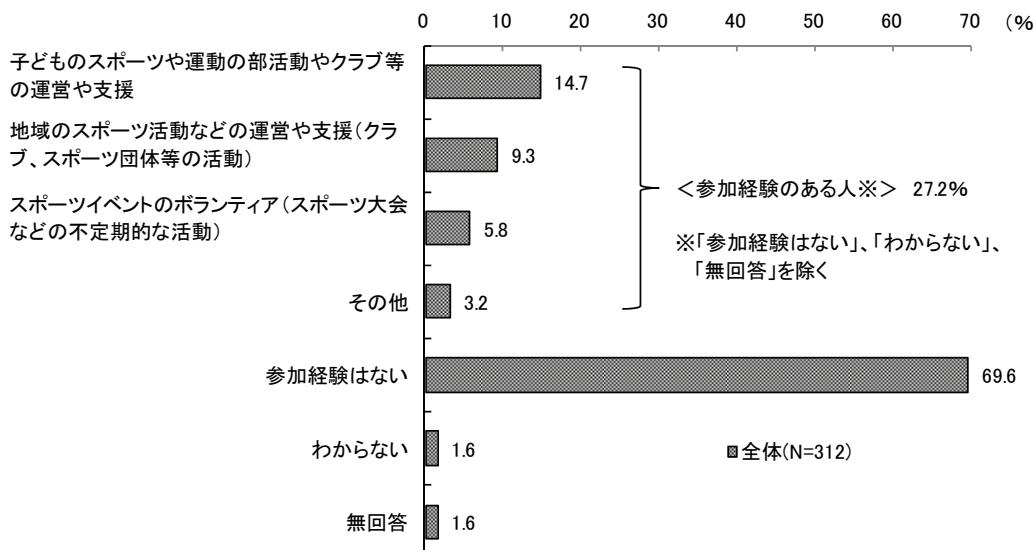


④スポーツ支援活動

アンケート調査によれば、スポーツ支援活動への参加経験のある人は、2割台となっていきます。「子どものスポーツや運動の部活動やクラブ等の運営や支援」が最も多くなっています。(図表2-3-4)

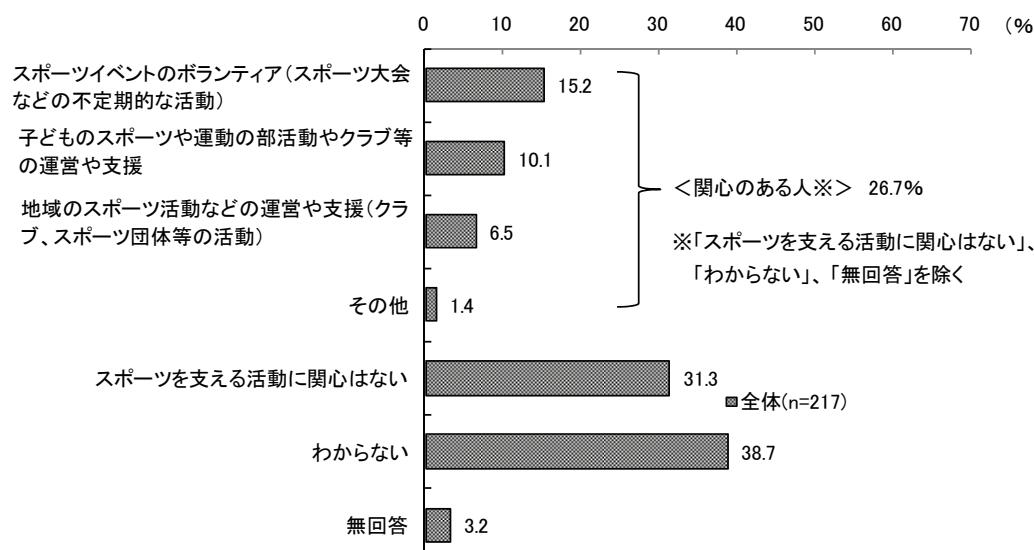
参加経験のない人に関心のある活動をたずねたところ、「スポーツを支える活動に関心はない」、「わからない」と回答した人及び無回答の人を除くと、スポーツを支える活動に関心のある人は2割台となっています。(図表2-3-5)

図表2-3-4 スポーツ支援活動への参加経験(一般調査:全体、複数回答)



図表2-3-5 スポーツ支援活動の中で関心のある活動(一般調査:全体、複数回答)

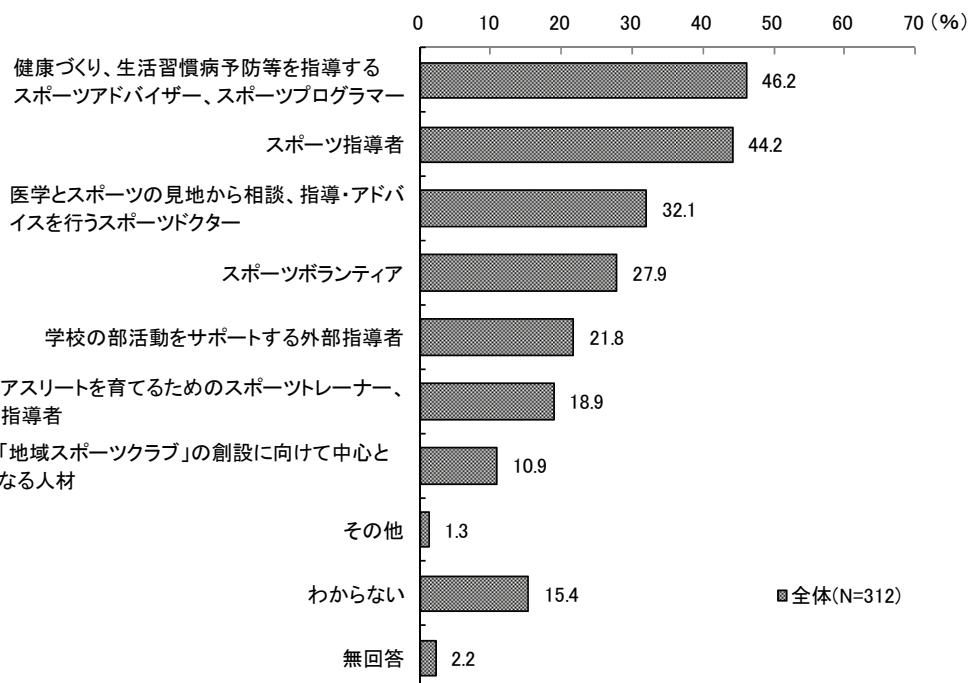
<スポーツ支援活動への参加経験のない人>



⑤スポーツ推進に必要な人材

アンケート調査によれば、スポーツ推進のために必要な人材は、「健康づくり、生活習慣病予防等を指導するスポーツアドバイザー、スポーツプログラマー」、「スポーツ指導者」、「医学とスポーツの見地から相談、指導・アドバイスを行うスポーツドクター」などが3割を超え、多くなっています。(図表2-3-6)

図表2-3-6 スポーツ推進のために必要な人材(一般調査:全体、複数回答)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

(2) 課題

- ◇初心者からトップレベルの競技者まで、市民が継続してスポーツを実施できるよう、スポーツクラブ・サークルや競技スポーツ団体の組織の強化・活性化を図る必要があります。
- ◇指導者やスポーツボランティアなど、地域スポーツ推進を支える人材の育成・確保を図る必要があります。

4 スポーツによる地域交流の状況

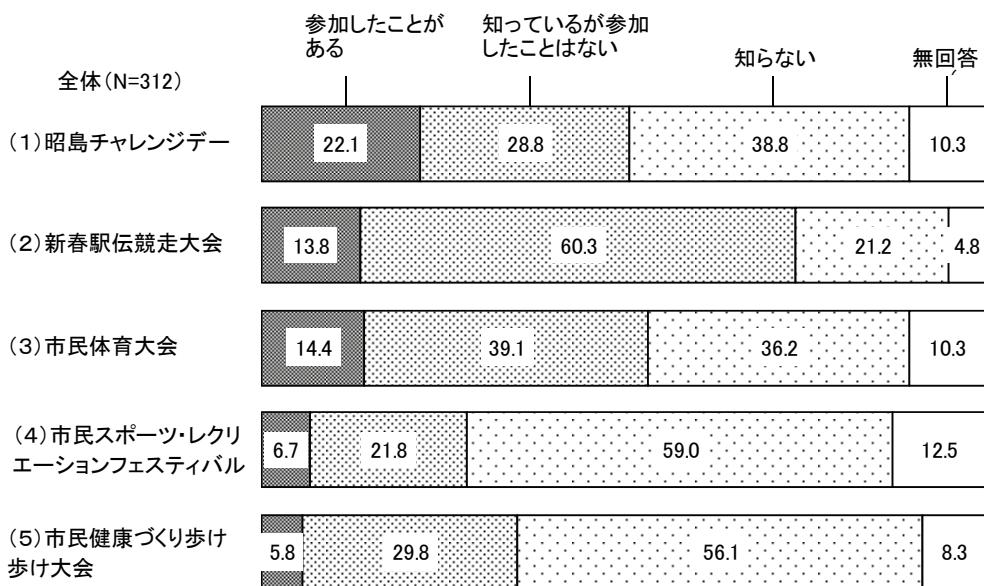
(1) 現状

①スポーツイベント

本市では、昭島市体育協会との連携のもと、住民総参加型スポーツイベントの昭島チャレンジデー、新春駅伝競走大会、市民体育大会、市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル、市民健康づくり歩け歩け大会などのスポーツイベントを実施しています。

アンケート調査によれば、市のスポーツイベントに「参加したことがある」が最も多いのは昭島チャレンジデー、認知度（「参加したことがある」、「知っているが参加したことはない」の合計）が最も高いのは新春駅伝競走大会となっています。（図表2-4-1）

図表2-4-1 市のスポーツイベントの認知状況(一般調査:全体)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

②障害のある人と障害のない人が一緒にできるスポーツへの参加意向

アンケート調査によれば、障害のある人と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツへの参加意向は2割台となっています。(図表2-4-2)

図表2-4-2 障害のある人と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツへの参加意向(一般調査:全体)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

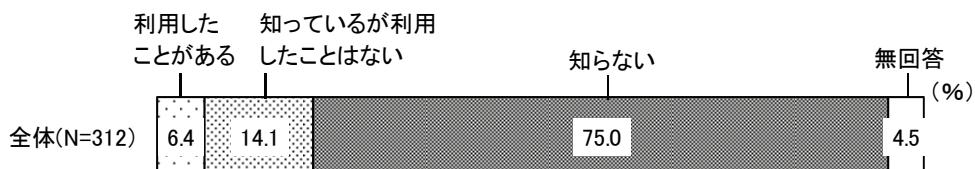
③総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、さまざまな世代の人々が自分の興味や関心、競技レベルに応じてさまざまなスポーツにふれることのできる、地域住民が主体となって運営する地域密着型のスポーツクラブです。本市では、「昭島市スポーツ振興計画」に基づき、平成23年2月に「昭島くじらスポーツクラブ」が設立されました。

アンケート調査によれば、設立から5年が経過した現在、「昭島くじらスポーツクラブ」の認知度（「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」の合計）は、2割となっています。(図表2-4-3)

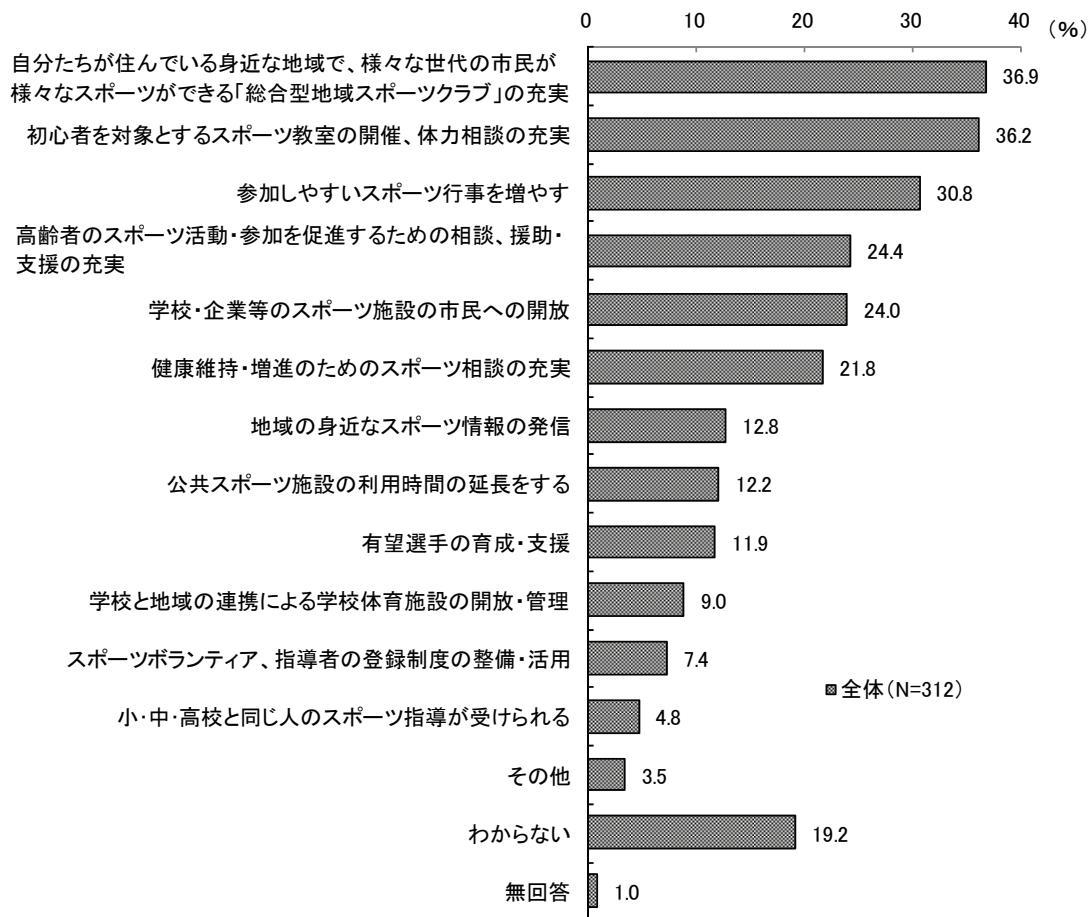
スポーツ推進のために望むしくみをたずねたところ、「自分たちが住んでいる身近な地域で、さまざまな世代の市民がさまざまなスポーツができる『総合型地域スポーツクラブ』の充実」が最も多くなっています。(図表2-4-4)

図表2-4-3 総合型地域スポーツクラブの認知状況(一般調査:全体)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

図表2-4-4 スポーツ推進のために望むしきみ(一般調査:全体、複数回答)



資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

(2) 課題

- ◇高齢者や障害のある人にとって、スポーツは社会参加の手段の一つであり、生きがいにもなるものです。誰もが地域の一員として社会に参加し、生きがいが持てるよう、スポーツを通して多様な人々の交流を進め、地域の絆を深めていく必要があります。
- ◇中学生にとって、体育の授業以外でスポーツを実施する場は、学校での運動部活動が中心となっています。アンケート調査ではスポーツ支援活動への参加経験として、「子どものスポーツや運動の部活動やクラブ等の運営や支援」が最も多く、また、参加経験のない人も関心を持っていることから、外部の指導者を受け入れる体制を整えるなど地域と学校が連携し、学校の運動部活動を支える必要があります。
- ◇「昭島くじらスポーツクラブ」が地域の人々に認知され、さらに利用者や支援者を増やしていくためには、市民への周知とプログラムの充実を支援する必要があります。

5 「昭島市スポーツ振興計画」（平成19年度～平成27年度）の検証

（1）現状

①施策の進捗状況

本市では、平成19年3月に「昭島市スポーツ振興計画」（平成19年度～平成27年度）を策定し、4つの基本施策のもと、全部で80の施策を展開してきました。

平成27年8月末現在、施策の進捗状況についてA～Fの6段階で評価・検証した結果、A評価（計画期間中に終了または終了する見込みの施策）は4施策、B評価（実施中であり、今後も継続する見込みの施策）は40施策、C評価（実施中であり、今後は充実する必要がある施策）は22施策、D評価（実施中であるが、今後は見直しが必要な施策）は2施策、E評価（未実施であり、次期計画においても引き続き検討が必要な施策）は7施策、F評価（未実施であるが、今後も実施の見込みが立たない施策）は5施策となっています。

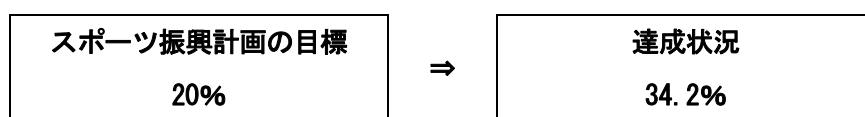
②数値目標の達成状況

「昭島市スポーツ振興計画」では、数値目標を定めています。平成27年度に実施した「昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査」の結果などにより検証した結果、数値目標を達成しています。

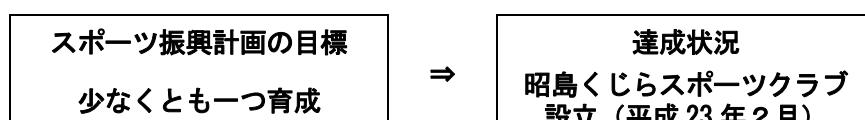
○成人（20歳以上）の週1回以上のスポーツ実施率



○週1回以上スポーツをしている成人のスポーツクラブ、サークル・団体の加入率



○総合型地域スポーツクラブ



(2) 課題

- ◇ 「昭島市スポーツ振興計画」の施策について、すでに終了した施策が4施策、実施中だが見直しが必要な施策が2施策、未実施であり次期計画で検討を必要とする施策が7施策、未実施であり今後も実施の見込みがたたない施策が5施策あります。これらの施策について整理するとともに、国・東京都・市の動きに応じた新たな施策を盛り込む必要があります。
- ◇ 「昭島市スポーツ振興計画」の目標はすべて達成されているため、「スポーツ推進計画」では、新たな目標設定が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第五次昭島市総合基本計画」（平成23年度～平成32年度）では、「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市あきしま～人も元気 まちも元気 緑も元気～」を将来都市像に掲げています。

本計画の基本理念は、「昭島市スポーツ振興計画」（平成19年度～平成27年度）をふまえつつ、市の将来都市像を実現するために、「より健やかに より豊かに～スポーツで育む元気都市あきしま～」とします。

スポーツに親しむことで誰もがより健やかに、より豊かに生きることができ、スポーツを通して多様な人々の交流を育むまちづくりを目指します。

**より健やかに より豊かに
～スポーツで育む 元気都市あきしま～**

2 数値目標

本計画では、市民の誰もがスポーツに親しみ、かかわることによって「健やかな生活・豊かな生活」を実現できることを基本理念とし、具体的には、計画期間中に

- ①成人（20歳以上）の週1回以上のスポーツ実施率を60%以上
- ②週1回以上スポーツをしている成人のスポーツクラブ、サークル・団体への加入率を40%以上

とすることを目標として、以下の施策とします。

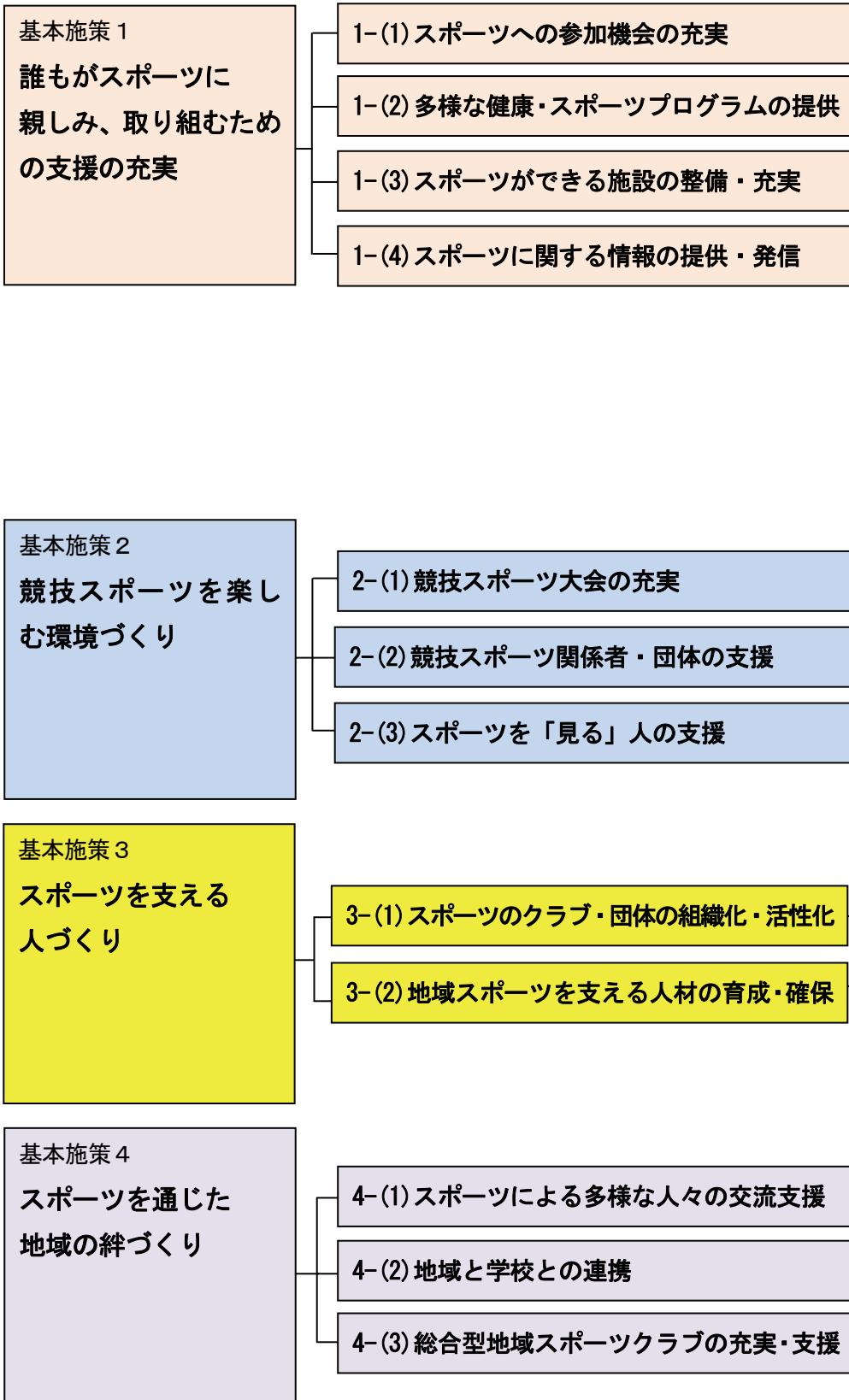
3 施策体系

【基本理念】

【基本施策】

【施策の方向】

「より健やかに
より豊かに
スポーツで育む
元気都市あきしま」



【施策】

【具体的施策】

スポーツを始めるきっかけづくり	1 家族で楽しむスポーツ機会の提供 2 市民がスポーツにふれる機会の提供 3 初心者やスポーツをしていない人向けのスポーツ相談・教室の開催 4 初心者やスポーツをしていない人向けのスポーツプログラムの提供 5 家庭でできる軽体操等の普及
働き盛り・子育て世代がスポーツをする機会の充実 障害のある人がスポーツをする機会の充実	6 公共スポーツ施設等の利用促進 7 子育て中の女性がスポーツをしやすい環境づくりの検討 8 障害の種類や程度に応じたスポーツ実施の支援 9 障害のある人が安心してスポーツができる環境づくりの推進
年代や体力に応じた健康・スポーツプログラムの充実	10 年代や体力等に応じた相談・指導、プログラムの充実 11 健康寿命をのばす健康・スポーツプログラムの充実
公共スポーツ施設の充実	12 公共スポーツ施設における設備の充実、施設改修の推進 13 公共スポーツ施設へのアクセスの改善 14 公共スポーツ施設におけるバリアフリー化等の推進 15 公共スポーツ施設の円滑な管理・運営
地域でスポーツができる場の充実	16 身近で気軽に利用できる地域スポーツ施設の提供 17 市の公共施設等を活用した軽スポーツの場の提供 18 民間スポーツ施設との連携 19 国等の公共施設の活用の推進
学校体育施設の整備・充実	20 地域スポーツ拠点としての整備・充実
健康づくり・スポーツ実施に対する啓発	21 スポーツ推進計画の周知 22 健康・スポーツの市民への啓発
施設情報の提供	23 スポーツ施設の総合情報の収集・提供 24 スポーツ施設予約における利便性の向上
健康・スポーツプログラム情報の提供 クラブ・団体情報の提供	25 スポーツ相談に関する情報の提供 26 スポーツ教室・スポーツイベント等に関する情報の提供 27 スポーツに関するクラブ・団体等に関する情報の提供
競技スポーツ団体の活性化	28 競技団体の広報活動の支援 29 新たな競技団体の組織化の推進
競技スポーツ大会の充実	30 競技大会における種目等の充実 31 新たな競技スポーツ大会の開催
競技スポーツ関係者・団体への支援	32 競技大会等への選手・役員派遣の支援・充実 33 競技者、指導者、ボランティア等への表彰制度の充実 34 トップアスリートの育成・支援 35 競技スポーツの研修会、交流会の開催の支援 36 競技者の健康管理や競技力向上を支援する人材との連携
東京オリンピック・パラリンピックへの支援 身近なところで競技スポーツを見る機会の提供	37 東京オリンピック・パラリンピック出場選手のキャンプ地の確保 38 東京オリンピック・パラリンピックを観戦するための支援 39 競技大会の誘致
地域スポーツの組織化・活性化等の推進	40 地域のスポーツサークル・団体の組織化の推進 41 地域のスポーツサークル・団体等の活性化の推進
スポーツボランティアの育成・確保	42 地域スポーツボランティアの育成・確保 43 東京オリンピック・パラリンピックにおけるボランティアの育成・確保
地域スポーツ指導者の育成・確保	44 地域スポーツ指導者の育成・確保 45 スポーツ指導者の資格取得等の支援 46 健康・スポーツプログラマーの育成・確保 47 スポーツ推進委員の確保・育成
スポーツを通じた交流の促進	48 地域スポーツ講習会・教室の開催 49 地域の世代間交流を促すスポーツ大会の支援 50 障害のある人とない人がともに楽しめるスポーツの推進 51 トップアスリートによるスポーツ教室、交流イベントの開催
学校運動部活動に対する支援の充実	52 学校外の運動部活動指導者の導入と学校の受け入れ体制の推進 53 公共スポーツ施設の運動部活動への開放の推進
総合型地域スポーツクラブの支援	54 総合型地域スポーツクラブ「昭島くじらスポーツクラブ」に関する情報提供 55 地域スポーツコーディネーターの育成・確保 56 クラブマネージャーの育成・確保

推進体制

第4章 施策の展開

基本施策 1

誰もがスポーツに親しみ、取り組むための支援の充実

スポーツには、すべての人にとって健康維持・増進や体力づくりに役立つだけでなく、幼年期の発達支援、少年期においては社会性を育み、中高年期の生活習慣病の予防や介護予防、障害のある人にとっては心身の機能維持・回復や社会参加など、ライフステージや障害の種類・程度に応じた課題に応える力があります。

アンケート調査によると、週1日以上スポーツをした人の割合は、16歳から19歳は8割を超えていますが、20歳以上になると5割台にとどまります。今後は、今までにスポーツに取り組んできた人はもとよりスポーツに関心のない人も新たに適度な運動やスポーツを実施できる環境を整える必要があります。

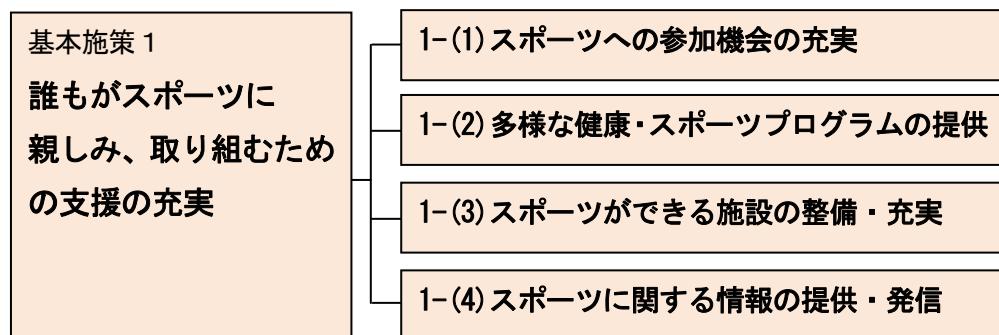
基本施策1では、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、取り組むための支援の充実を図ります。

年齢や体力、障害の有無にかかわらず、市民の誰もがスポーツに親しみ、取り組めるよう、スポーツを「する」きっかけをつくり、スポーツへの参加機会の充実を図ります。

ライフステージや障害の種類・程度に応じたニーズ、これからスポーツを始める人、継続して実施したい人、技術の向上を目指す人などさまざまなレベルやニーズに応じた多様な健康・スポーツプログラムの提供と情報の充実を図ります。

【基本施策】

【施策の方向】



施策の方向 1－(1) スポーツへの参加機会の充実

アンケート調査によると、この一年間でスポーツをしていない人は2割未満ですが、その理由は「仕事（家事・育児）が忙しく時間がないから」、「スポーツをする機会がないから」、「スポーツをするにはお金がかかるから」などとなっています。

時間に余裕のない人やスポーツになじみのない人、健康づくりのために運動をしたい人などを含め、市民の誰もがいつでも、どこでも気軽にスポーツに取り組めるよう、スポーツを始めるきっかけづくりの充実を図ります。

また、障害のある人の心身の機能維持・向上を支援し、社会参加の機会を広げるために、公共スポーツ施設のバリアフリー化を進めるとともに、障害の程度や種類に応じたスポーツプログラムを提供します。

①スポーツを始めるきっかけづくり

子どもの頃からスポーツの楽しさにふれ、スポーツに親しめるよう、家族などで楽しめるスポーツの機会を提供します。

市民が気軽に楽しく参加できるスポーツの機会提供や、自宅や職場等で取り組みやすい軽体操、ウォーキングなどさまざまなスポーツプログラムを提供します。

No.	具体的施策	
1	家族で楽しむスポーツ機会の提供	子どもの頃からスポーツに親しむきっかけをつくるため、親子スポーツ教室の充実、家族で楽しむスポーツメニューを提供します。
2	市民がスポーツにふれる機会の提供	市民がスポーツの楽しさにふれる機会を提供します。
3	初心者やスポーツをしていない人向けのスポーツ相談・教室の開催	関連団体等と連携してスポーツ相談・教室を開催し、初心者やスポーツをしていない人がスポーツを始めるきっかけをつくります。
4	初心者やスポーツをしていない人向けのスポーツプログラムの提供	ウォーキングなど、気軽に参加できる初心者等向けのスポーツプログラムを提供します。
5	家庭でできる軽体操等の普及	パンフレット等を提供し、家庭で手軽にできる軽体操等の普及を図ります。

②働き盛り・子育て世代がスポーツをする機会の充実

仕事や家事、子育てで忙しい働き盛りの20代から40代の世代が、身近な地域でいつでもスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の早朝夜間等も含めた利用促進を図るとともに、参加しやすいプログラムの提供に努めます。

また、子育て中の女性が気軽にスポーツを楽しんだり、運動不足を解消できるよう、スポーツ相談の実施や一時保育の充実を図ります。

No.	具体的施策	
6	公共スポーツ施設等の利用促進	早朝・夜間など働く人がスポーツをする機会を増やすため、働く人向けのスポーツプログラムを提供する他、施設利用に関する広報の充実を図り、利用促進を図ります。
7	子育て中の女性がスポーツをしやすい環境づくりの検討	子育て中の女性がスポーツをする機会を増やすため、スポーツ相談の実施や一時保育の充実を図ります。

③障害のある人がスポーツをする機会の充実

障害のある人が、スポーツを通して心身の機能維持・向上を図り、社会参加ができるよう、障害のある人がスポーツをする機会の充実を図ります。

また、障害のある人が安心してスポーツができるよう、公共スポーツ施設の環境づくりを推進します。

No.	具体的施策	
8	障害の種類や程度に応じたスポーツ実施の支援	障害の種類や程度に応じた相談・プログラムの提供、指導体制の充実を図ります。
9	障害のある人が安心してスポーツができる環境づくりの推進	障害のある人が安心してスポーツができるよう、スポーツ指導者や支援ボランティアの充実を図ります。

施策の方向 1－（2）多様な健康・スポーツプログラムの提供

アンケート調査によると、スポーツをする目的は、性別、年代により「運動不足を解消するため」、「健康維持・体力を増進するため」、「日常のストレス解消や気晴らしのため」、「友人・仲間との交流のため」、「体を動かす楽しさを感じるため」など多岐にわたっています。

性別や年代、体力、技術、障害の種類や程度に応じて、誰もがスポーツに取り組めるよう多様な健康・スポーツプログラムの充実を図ります。また、身近なところで気軽に参加できる講習会や教室の他、健康リスクが高まる中高年世代に向けたきめ細かい支援を行います。

①年代や体力に応じた健康・スポーツプログラムの充実

年代や体力に応じた多様な健康・スポーツプログラムの充実を図ります。市民が身近なところで気軽に参加できる講習会や教室を開催する他、保健・福祉・医療・介護機関等とも連携して健康・スポーツ相談、健康・体力診断を実施し、その結果を活用しながら健康・スポーツプログラムを提供します。

No.	具体的施策	
10	年代や体力等に応じた相談・指導、プログラムの充実	スポーツ相談・指導体制の充実を図り、年代や体力等に応じたスポーツプログラムを提供します。関連部署の事業とも連携しながら健づくり・体力づくりを支援します。
11	健康寿命をのばす健康・スポーツプログラムの充実	生活習慣病の予防や介護予防など、健康寿命を伸ばすための健づくりを支援します。中高年や高齢者を対象とした体操教室などの充実を図ります。



施策の方向 1－（3）スポーツができる施設の整備・充実

市民の誰もがスポーツに親しみ、取り組むためには、既存のスポーツ施設だけではなく、地域の身近な公園・広場や公共施設などさまざまな施設を活用した、スポーツができる場の提供が必要です。

市内には総合スポーツセンターをはじめ、陸上競技場、屋内体育館、公園・グラウンド、屋外プール、夜間照明設置校などの施設があります。これらの充実を図るとともに、市民会館など市の公共施設の活用や民間スポーツ施設の活用、学校体育施設の整備なども進めます。

また、施設利用の促進に向けて、アクセスの改善、利用方法についての情報提供の充実など、いつでも、どこでも気軽にスポーツができる施設環境の整備・充実を図ります。

①公共スポーツ施設の充実

公共スポーツ施設における設備の充実や施設改修など施設の充実を図ります。

また、駐車場の整備などアクセスの改善に努めるとともに、利用促進に向けてサービスの向上を図ります。

高齢者や障害のある人も安心して利用できるよう、バリアフリー化を進めます。

No.	具体的施策	
12	公共スポーツ施設における設備の充実、施設改修の推進	設備の充実、老朽化に伴う施設改修などを行い、公共スポーツ施設の充実を図ります。
13	公共スポーツ施設へのアクセスの改善	公共スポーツ施設に気軽に足を運べるよう、周辺の安全性を確保するとともに、駐車場の整備などを進めます。
14	公共スポーツ施設におけるバリアフリー化等の推進	高齢者・障害のある人の利用に配慮し、公共スポーツ施設のバリアフリー化等を図ります。
15	公共スポーツ施設の円滑な管理・運営	公共スポーツ施設の管理・運営を効率化し、サービス向上、コスト削減を図ります。民間のノウハウを活用した、さまざまな管理運営方法の導入を検討します。

②地域でスポーツができる場の充実

身近な地域で近隣の人や仲間と一緒にスポーツを楽しんだり、健康増進のための運動ができるよう、公園や広場などにスポーツ機能を付加したり、民間スポーツ施設の活用や市民会館などの運動の普及など、場の充実を図ります。

No.	具体的施策	
16	身近で気軽に利用できる地域スポーツ施設の提供	公園・広場・緑地等の整備・改善を進め、スポーツ機能を付加するなど、身近で気軽に利用できる地域スポーツ施設を提供します。
17	市の公共施設等を活用した軽スポーツの場の提供	市民会館など市の公共施設等を活用し、身近で気軽に軽スポーツができる場を提供します。
18	民間スポーツ施設との連携	民間スポーツ施設と連携し、市民スポーツ活動の場としての活用を推進します。
19	国等の公共施設の活用の推進	市内にある国等の公共施設と連携し、市民スポーツ活動の場としての活用を推進します。

③学校体育施設の整備・充実

小学校は、市内の各地域に均等に配置された身近な公共施設であり、市民が日常的にスポーツができる拠点施設として最も適しているといえます。また中学校は小学校区2、3校分を含む地域に配置されています。これら小中学校の体育施設を地域スポーツ拠点として利用促進を図り、施設の整備充実に努めます。

No.	具体的施策	
20	地域スポーツ拠点としての整備・充実	身近で使いやすい地域スポーツ拠点として、学校体育施設の整備・充実を図ります。夜間照明設備については、校庭の利用状況を勘案しながら検討します。

施策の方向 1－（4）スポーツに関する情報の提供・発信

アンケート調査によれば、市のスポーツに関する情報の入手先は「広報あきしま」が6割を超えていました。また、市のスポーツに関する情報として知りたい内容は「施設の利用案内」、「健康づくり」、「スポーツ教室情報」が上位にあがっています。（図表4－1－1）

本計画を広く周知しスポーツの推進について市民の理解を図るとともに、健康づくりや地域交流とスポーツなど、スポーツの力や魅力についても発信していきます。

また、体育施設の情報提供や予約等の利便性を図るとともに、スポーツ等のプログラムの情報提供を通じ、体育施設等の利用を促進します。

アンケート調査によれば、スポーツ実施率の低い30代、40代でクラブ・団体への加入意向が高いこと、また、スポーツクラブ・サークルに加入している人のスポーツ実施率が高いことから、加入の促進に向けて、スポーツクラブ・団体等の情報提供の充実を図ります。

図表4－1－1 市のスポーツに関する情報として知りたい内容

（全体、男女別、年代別：複数回答）

		施設の利用案内	健康づくり	スポーツ教室情報	大会やイベント情報	介運動やスポーツの紹介	活動情報・サークルの紹介	市民の活躍	その他	特に知りたい内容は	無回答	(%)
全 体	N=312	42.0	32.7	31.7	28.5	25.0	22.8	12.5	0.0	17.9	1.9	
男女別	男性 n=125	43.2	25.6	24.0	29.6	27.2	19.2	11.2	0.0	24.0	1.6	
	女性 n=187	41.2	37.4	36.9	27.8	23.5	25.1	13.4	0.0	13.9	2.1	
年代別	16～19歳 n=33	39.4	0.0	15.2	30.3	27.3	15.2	27.3	0.0	27.3	0.0	
	20～29歳 n=26	19.2	7.7	23.1	15.4	3.8	19.2	11.5	0.0	50.0	0.0	
	30～39歳 n=35	51.4	20.0	42.9	20.0	22.9	31.4	8.6	0.0	17.1	0.0	
	40～49歳 n=41	48.8	19.5	48.8	34.1	29.3	29.3	7.3	0.0	14.6	0.0	
	50～59歳 n=58	51.7	39.7	43.1	32.8	32.8	27.6	19.0	0.0	17.2	0.0	
	60～69歳 n=94	38.3	53.2	23.4	29.8	25.5	18.1	5.3	0.0	10.6	3.2	
	70～75歳 n=25	36.0	48.0	24.0	28.0	20.0	20.0	20.0	0.0	8.0	12.0	

資料：昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査（平成27年）

①健康づくり・スポーツ実施に対する啓発

パンフレットや市のホームページ等を通して市のスポーツ推進について理解と周知を図ります。

また、健康の維持増進、体力の維持向上、ストレスの解消など、心身の健康づくりに向けてのスポーツの有効性を周知し、市民のスポーツへの取り組みを啓発します。

No.	具体的施策	
21	スポーツ推進計画の周知	パンフレットや市のホームページ等を通じて、スポーツ推進計画の周知を図ります。
22	健康・スポーツの市民への啓発	チラシやパンフレット、市のホームページ等を通じて、健康づくりとスポーツの有効性や、さまざまなスポーツの紹介等、啓発に努めます。

②施設情報の提供

公共スポーツ施設をはじめ、学校体育施設、民間スポーツ施設などの利用について、情報の一元化を図ります。市の公共スポーツ施設、学校体育施設については、便利で簡単な予約・利用手続きの整備に向けて検討します。

No.	具体的施策	
23	スポーツ施設の総合情報の収集・提供	公共スポーツ施設、学校体育施設、民間スポーツ施設、企業スポーツ施設等市内のスポーツ施設の総合的な情報の収集・提供サービスの整備を推進します。
24	スポーツ施設予約における利便性の向上	インターネット等による施設予約等、手続きの利便性の向上を図ります。公共スポーツ施設、学校体育施設等の情報の一元化を検討します。

③健康・スポーツプログラム情報の提供

総合スポーツセンターで行っている体力・スポーツ相談について広く周知し、市民がスポーツを始めたり継続するうえでの必要な支援や情報提供を図ります。

また、チラシやパンフレット、市のホームページ等を通じてスポーツプログラムやスポーツ教室、スポーツイベント等の情報を提供し、スポーツ実施率の向上を図ります。

No.	具体的施策	
25	スポーツ相談に関する情報の提供	チラシやパンフレット、市のホームページ等を通じて、市のスポーツ相談に関する情報を提供します。
26	スポーツ教室・スポーツイベント等に関する情報の提供	チラシやパンフレット、市のホームページ等を通じて、スポーツ教室やスポーツイベント等に関する情報を提供します。

④クラブ・団体情報の提供

スポーツクラブ・団体の加入は、市民のスポーツの継続実施に役立つばかりでなく、競技スポーツの活性化など、市のスポーツ推進においても重要な役割を担います。

スポーツクラブ・団体等への加入促進に向けて、スポーツクラブ・団体等の情報提供の充実を図ります。

No.	具体的施策
27	スポーツに関するクラブ・団体等に関する情報の提供 総合スポーツセンターの登録団体や体育協会の加盟団体等に関する情報を提供し、スポーツクラブ・団体等への加入を促進します。



基本施策2

競技スポーツを楽しむ環境づくり

スポーツの実施においては、技術や記録の向上を目指し、競い合うことも大きな目的の一つです。中学生のアンケート調査では、体育の授業以外でスポーツをする目的として4割が「自分の記録や技術を向上させるため」をあげ、1割以上が「将来スポーツ選手になるため」としており、競技スポーツを「する」ことの支援が必要です。

自らがトップアスリートをめざす一方で、トップアスリートの競技を「見る」こともスポーツの楽しみ方の一つです。中学生のアンケート調査では、8割以上の生徒が「スポーツを見るのが好き」と回答しており、スポーツの推進に向けては、競技スポーツを「見る」ことの支援も必要です。

基本施策2では、競技スポーツを「する」ことや「見る」ことを通してスポーツを楽しむ環境づくりを進めます。

競技スポーツ大会の充実を図るとともに、トップアスリートの育成・支援も含め、競技スポーツ関係者および団体の支援の充実を図ります。

「見る」支援においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催は、トップアスリートの競技を間近で観戦できる好機です。東京オリンピック・パラリンピックも含め、市民がトップアスリートの競技にふれることができるよう支援します。

【基本施策】

基本施策2
競技スポーツを楽しむ環境づくり

【施策の方向】

2-(1) 競技スポーツ大会の充実

2-(2) 競技スポーツ関係者・団体の支援

2-(3) スポーツを「見る」人の支援

施策の方向 2－（1）競技スポーツ大会の充実

市の競技スポーツ活動は、体育協会の加盟団体（23種目、282団体）及び昭島市総合スポーツセンターの登録団体（市内団体数934団体、市外団体数417団体、計1,351団体）を中心に推進されています。競技スポーツは自らの能力と技術の向上と限界に挑む活動であり、その成果を競いあう場が競技会です。

市民の競技レベルの向上を支援し、競技スポーツ人口の拡大、トップアスリートの輩出支援に向けて、既存の競技スポーツ団体の組織の強化・活性化および競技スポーツ大会の充実を図ります。

①競技スポーツ団体の活性化

競技スポーツ団体の活動状況など広報活動を支援し、既存の競技スポーツ団体の活性化を図ります。

また、新規競技スポーツ団体の組織化を推進し、競技スポーツ人口の拡大促進に努めます。

No.	具体的施策	
28	競技団体の広報活動の支援	競技団体の紹介、活動状況など、広報活動を支援し、競技スポーツ団体活動の活性化を図ります。
29	新たな競技団体の組織化の推進	体育協会等への加盟促進等、新たな競技スポーツ団体の組織化を推進します。

②競技スポーツ大会の充実

「市民体育大会」や「新春駅伝競走大会」等の既存の競技大会を充実するとともに、新たな競技スポーツ大会の開催を進めるなど、競技スポーツ大会の充実を図ります。

また、高齢者の競技大会、障害のある人の競技大会、新種目による競技大会の開催など新たなスポーツ大会の企画・開催を検討します。

No.	具体的施策	
30	競技大会における種目等の充実	競技スポーツ大会の種目の充実を図り、参加団体・参加者の拡大促進を図ります。
31	新たな競技スポーツ大会の開催	新たな競技スポーツ大会の企画・開催を検討します。

施策の方向 2－（2）競技スポーツ関係者・団体の支援

本市では、体育協会との連携を図り、競技団体の活動の充実や競技力の向上を図っています。また、市内外における競技大会に選手・役員を派遣するなど、市民の競技スポーツへの参加をさまざまな競技スポーツ関係者・団体が支えています。

競技スポーツの競技者が技術・競技力を高め、自己の能力の可能性を追求する環境を整備するため、競技スポーツ関係者・団体を支援します。

①競技スポーツ関係者・団体への支援

日頃の練習の成果を競う競技スポーツ大会への選手・役員派遣の支援の充実を図ります。

国内外で活躍するトップアスリートやスポーツ科学・スポーツ医学の専門家との連携等により、競技者が技術・競技力向上を図るための環境整備を支援します。

No.	具体的施策	
32	競技大会等への選手・役員派遣の支援・充実	都民体育大会、東京都市町村総合体育大会、東京都生涯スポーツ大会及び都民スポーツ・レクリエーションふれあい大会等への選手・役員派遣を充実します。
33	競技者、指導者、ボランティア等への表彰制度の充実	教育委員会表彰などの制度を活用し、優秀なスポーツ選手、スポーツ指導者、支援者、スポーツボランティアなどを表彰します。
34	トップアスリートの育成・支援	国内外で活躍するトップアスリートの育成に向けて、技術・競技力を向上するための環境整備を支援します。
35	競技スポーツの研修会、交流会の開催の支援	トップアスリートによる指導、研修会の企画・開催を検討します。先進的・科学的なトレーニング方法など専門知識修得の講習会・研修会への派遣・支援の充実を図ります。
36	競技者の健康管理や競技力向上を支援する人材との連携	スポーツドクター、トップアスリート指導者等と連携を図り、競技者の技術・競技力等の向上を支援します。

施策の方向 2－（3）スポーツを「見る」人の支援

スポーツは実際に行うだけでなく、スポーツを「見る」ことも、スポーツにふれ、楽しみ、参加する大きな要素となります。

アンケート調査によれば、6割の人がテレビやラジオでサッカー、野球などのスポーツ観戦を楽しんでいます。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催については、中学生の4割が「会場で観戦したい」と回答しています。

こうしたことから、市民がスポーツを「見る」ことを通して、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう支援します。

①東京オリンピック・パラリンピックへの支援

東京オリンピック・パラリンピック出場選手団のキャンプ地として選手団の誘致を図り、市民が身近に世界のトップアスリートの競技を見る機会の提供に努めます。

また、東京オリンピック・パラリンピックを観戦し、感動にふれることは、スポーツへの関心や意欲に大きな影響をもたらすと期待できることから、子どもたちの東京オリンピック・パラリンピックの観戦を支援します。

No.	具体的施策	
37	東京オリンピック・パラ リンピック出場選手の キャンプ地の確保	東京オリンピック・パラリンピック出場選手のキャンプ地の誘致を図り、身近なところで選手の姿や練習風景等を「見る」ことにより市民のスポーツへの関心を高め、東京オリンピック・パラリンピックの気運を高めます。
38	東京オリンピック・パラ リンピックを観戦する ための支援	中学生等を対象に、東京オリンピック・パラリンピックの観戦の機会を確保できるよう、働きかけます。

②身近なところで競技スポーツを見る機会の提供

プロスポーツ、社会人、実業団などが実施する競技大会の誘致を図り、トップアスリートの競技を身近な地域で観戦し、スポーツの高揚感や感動を共有する機会を提供します。

No.	具体的施策	
39	競技大会の誘致	プロスポーツ選手等トップアスリートの招請による競技大会等の開催を進め、「見る」スポーツの企画・開催を検討します。

基本施策3

スポーツを支える人づくり

本市では、スポーツのクラブ・団体が多数活動しており、地域で仲間とともに楽しみながらスポーツに取り組み、体力・技術力の向上を図る上で重要な役割を果たしています。

アンケート調査では、身近なところで気軽にスポーツができる環境整備を求める声もあり、今後、地域スポーツを支える指導者等の育成・確保が一層重要になると考えられます。

新春駅伝競走大会や市民体育大会などのスポーツイベントでは、運営を支えるボランティアの存在が不可欠となっています。東京オリンピック・パラリンピックを機にスポーツを支える気運を高め、スポーツボランティアなどスポーツを支える人材のさらなる確保・育成を図る必要があります。

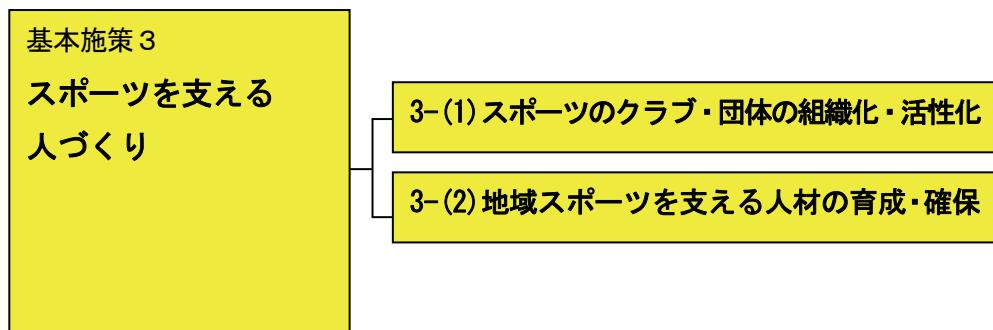
基本施策3では、スポーツを支える人づくりに取り組みます。

市民がスポーツを継続的に実施できるよう、スポーツのクラブ・団体の組織化・活性化を図ります。

また、市民が身近なところでスポーツができるよう、地域スポーツを支える人材の育成・確保を図ります。

【基本施策】

【施策の方向】



施策の方向 3－（1）スポーツのクラブ・団体の組織化・活性化

アンケート調査では、週1回以上スポーツを実施している人はスポーツクラブへの加入率が高く、スポーツの継続的な実施につながっています。

初心者からトップアスリートまで、市民が継続してスポーツを実施できるよう、スポーツのクラブやサークル、団体の組織化・活性化を図ります。

①地域スポーツの組織化・活性化等の推進

市民が身近なところで、健康維持・増進、体力づくり等に取り組めるよう、地域のスポーツサークル・団体の組織化を進めます。

また、活動場所の提供や、市民に活動内容に関する情報を提供し加入促進を図るなどの支援を通して、地域のスポーツサークル・団体等を支援し、活性化を図ります。

No.	具体的施策
40	地域のスポーツサークル・団体の組織化の推進 健康の維持・増進、体力づくり等を目的とした多様な地域のスポーツサークル・団体の組織化を支援します。
41	地域のスポーツサークル・団体等の活性化の推進 地域のスポーツサークル・団体が継続的に活動できるように支援し、活性化を図ります。



施策の方向 3－（2）地域スポーツを支える人材の育成・確保

地域スポーツには、子ども・若者の健全育成、高齢者の健康づくり、障害のある人の余暇活動支援、スポーツを通じた市民の交流促進など、さまざまな側面があります。アンケート調査によれば、スポーツ推進のために必要な人材として、健康づくり、生活習慣病予防等を指導するスポーツアドバイザー、スポーツプログラマー、スポーツ指導者等の人材が必要とされています。

学校の運動部活動をはじめ、地域スポーツを円滑に運営するため、地域スポーツを支える人材を育成・確保します。

①スポーツボランティアの育成・確保

スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを支える気運を高め、地域スポーツやスポーツイベントを支援するスポーツボランティアを育成・確保します。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツボランティアを育成・確保し、終了後も地域スポーツを支える人材として活動できるよう支援します。

No.	具体的施策
42	地域スポーツボランティアの育成・確保 地域スポーツやスポーツイベントを推進するため、スポーツボランティアの育成・確保に努めます。
43	東京オリンピック・パラリンピックにおけるボランティアの育成・確保を行います。東京オリンピック・パラリンピック終了後も地域スポーツや市のスポーツイベントを支える人材として活躍できるよう、支援します。

②地域スポーツ指導者の育成・確保

市民が身近なところで安心して安全にスポーツができるよう、地域スポーツ指導者の育成・確保を図ります。

また、市民が身近なところでスポーツや健康づくりの相談・アドバイスを受けられるよう、スポーツプログラマーやスポーツ推進委員の育成・確保など、地域スポーツを推進する担い手となる人材の充実を図ります。

No.	具体的施策
44	地域スポーツ指導者の育成・確保 地域における、健康・スポーツ、障害者スポーツの指導者の発掘・育成・確保を図ります。
45	スポーツ指導者の資格取得等の支援 スポーツ指導者の各種資格制度の情報提供、スポーツの安全・管理等の資格取得に関する支援を行います。
46	健康・スポーツプログラマーの育成・確保 健康・スポーツのアドバイスやスポーツプログラムを提供するスポーツプログラマーの資格取得への支援など人材の育成・確保を図ります。
47	スポーツ推進委員の育成・確保 地域スポーツ活動を推進する担い手として、小学校区を中心にスポーツ推進委員を育成・確保します。

基本施策4

スポーツを通じた地域の絆づくり

スポーツには、子ども・若者が競技への参加を通してフェアプレイの精神や仲間との協調を学んだり、高齢者や障害のある人が地域の一員として社会に参加するなど、多様な人の交流を促す側面があります。

昨今では、東日本大震災の教訓から、災害時を視野に入れ、日頃から地域の人々がつながりを持てるしくみの充実を図ることへの必要性が高まっています。自治会等との連携を図り、地域の活動にスポーツを取り入れたり、世代や障害の有無を超えて交流できるスポーツイベントの企画・実施・運営に地域住民が参画することは、地域の絆を深める貴重な機会となります。

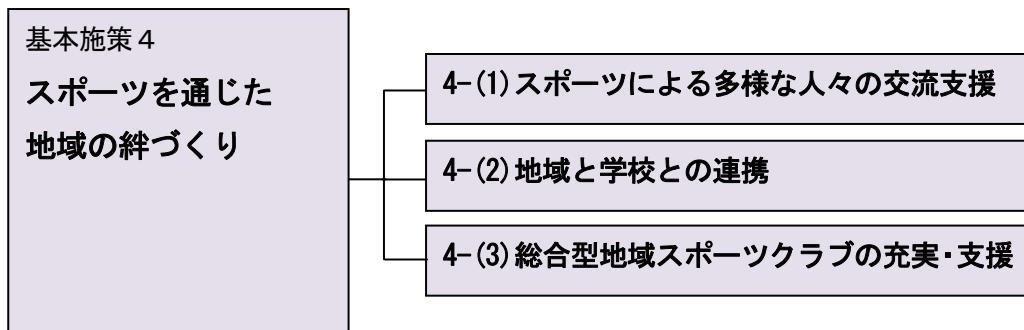
基本施策4では、スポーツを通じた地域の絆づくりに取り組みます。

スポーツを通じ、世代や障害の有無を超えて多様な市民が交流できる機会の充実を図ります。学校の運動部活動において、学校外の指導者の導入や地域住民のボランティアを進めるなど、地域と学校との連携・交流を進めます。

住民主体による地域のスポーツ活動の拠点として総合型地域スポーツクラブ「昭島くじらスポーツクラブ」の周知を図るとともに、プログラムの充実を支援します。

【基本施策】

【施策の方向】



施策の方向 4－（1）スポーツによる多様な人々の交流支援

スポーツをする目的の一つには、友人や仲間との交流があります。スポーツを「する」・「見る」・「支える」機会の充実を図り、町会・自治会単位の交流、世代間交流、障害のある人とない人の交流、市民とトップアスリートとの交流など、多様な人々の交流を支援します。

①スポーツを通じた交流の促進

家族や友人、身近な知人等と一緒にスポーツができるよう、地域住民が主体となって企画・実施する地域スポーツ講習会や教室の開催を支援します。

地域の世代間交流を促すため、市民参加による実行委員会方式を取り入れた、スポーツ大会を開催します。

障害者スポーツの啓発・普及を進めるとともに、障害のある人とない人がともにスポーツを楽しみ、交流できる機会を提供します。

トップアスリートとの交流を通して、スポーツに対する関心を高めます。

No.	具体的施策	
48	地域スポーツ講習会・教室の開催	地域住民を主体とするサロン活動の一環として、家族や友人、身近な知人等と一緒に楽しくスポーツができる地域スポーツ講習会・教室の開催を支援します。
49	地域の世代間交流を促すスポーツ大会の支援	地域の多様な世代が参加・交流するスポーツ大会の開催を支援します。企画から実施・運営まで市民参加による実行委員会方式等で実施することにより、スポーツを通じて地域の人々の交流を促進します。
50	障害のある人とない人がともに楽しめるスポーツの推進	障害のある人とない人がともに楽しめるスポーツの普及を図り、スポーツを通じた交流を推進します。
51	トップアスリートによるスポーツ教室、交流イベントの開催	プロスポーツ選手等、トップアスリートによるスポーツ教室・交流イベントを開催し、スポーツに対する市民の理解を深めるとともに、関心を高めます。

施策の方向 4－（2）地域と学校との連携

子ども・若者がスポーツをする上で、体育の授業の他に、学校運動部の活動は重要な位置を占めています。子ども・若者のスポーツ実施を支援するため、地域と学校が連携し、地域の人材や公共スポーツ施設の活用を図りながら学校運動部活動の充実を図ります。

①学校運動部活動に対する支援の充実

学校の運動部活動に外部の指導者を導入するための受け入れ体制の整備を進めます。また、運動部活動への支援として、公共スポーツ施設の開放を進めます。

No.	具体的施策	
52	学校外の運動部活動指導者の導入と学校の受け入れ体制の推進	学校の運動部活動の現状と実態を踏まえ、外部指導者の導入に向け、受け入れ体制を推進します。
53	公共スポーツ施設の運動部活動への開放の推進	公共スポーツ施設等を運動部活動の場に開放するなど、学校運動部活動を支援します。



施策の方向 4－（3）総合型地域スポーツクラブの充実・支援

本市では、平成23年に地域住民が主体となって運営し、さまざまな世代の人々が自分の興味や関心、競技レベルに応じてさまざまなスポーツにふれることができる総合型地域スポーツクラブ「昭島くじらスポーツクラブ」を設置しました。アンケート調査によれば、その認知度は2割にとどまっていますが、スポーツ推進のしくみとして総合型地域スポーツクラブの充実を望む声も多いことから、昭島くじらスポーツクラブの充実・支援を図ります。

①総合型地域スポーツクラブの支援

本市の総合型地域スポーツクラブ「昭島くじらスポーツクラブ」の活動に関する情報を広く提供することで市民の理解を深め、加入促進を図ります。

また、地域スポーツコーディネーターやクラブマネージャーの育成・確保を支援し、総合型地域スポーツクラブの担い手となる人材の充実を図ります。

No.	具体的な施策	
54	総合型地域スポーツクラブ「昭島くじらスポーツクラブ」に関する情報提供	総合型地域スポーツクラブに関する情報を提供します。総合型地域スポーツクラブに関する市民の理解を深め、クラブの加入促進を図るとともに、運営の担い手の発掘につなげます。
55	地域スポーツコーディネーターの育成・確保	総合型地域スポーツクラブの創設の推進・支援を図る地域スポーツコーディネーターの育成・確保を進めます。研修会、講習会での総合型地域スポーツクラブに関する知識の修得等を支援します。
56	クラブマネージャーの育成・確保	総合型地域スポーツクラブの経営・運営等を統括するクラブマネージャーの確保を図るため、クラブマネジメントに関する研修会・講習会などによる知識の習得を支援します。また、クラブの事業の企画・運営等を担うスポーツプランナーの育成・確保に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 関連機関との連携による計画の推進

市民の誰もがスポーツに親しむことで誰もがより健やかに、より豊かに生きることができ、スポーツを通して多様な人々の交流を育むことができるよう、地域、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、体育協会、学校、行政等が連携・協働しながら計画を推進します。計画推進の中心となる主体が担う役割は、次のとおりです。

(1) 地域

自治会や地域住民を主体としたサロン活動等にスポーツの要素を取り入れ、市民が気軽にスポーツに親しむきっかけをつくります。

(2) 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体となって運営し、さまざまな世代の人々に自分の興味や関心、競技レベルに応じてさまざまなスポーツにふれる機会を提供します。

なお、今後の状況を見ながら、総合型地域スポーツクラブの増設も検討します。

(3) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツの推進のための事業の実施について連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行います。

(4) 体育協会

体育協会は、行政と加盟団体の連携・協働により、スポーツの環境づくりに向けた幅広い活動を展開します。加盟団体の活動の充実と競技力の向上、市民の健康づくり・体力づくり・仲間づくりの推進、子ども・若者の健全育成等を行います。

(5) 学校

学校は、外部の指導者等との連携を図りながら運動部活動を進め、子どもたちのスポーツ実施を支援します。また、市民に最も身近な地域スポーツ拠点として学校体育施設の活用を図ります。

(6) 行政

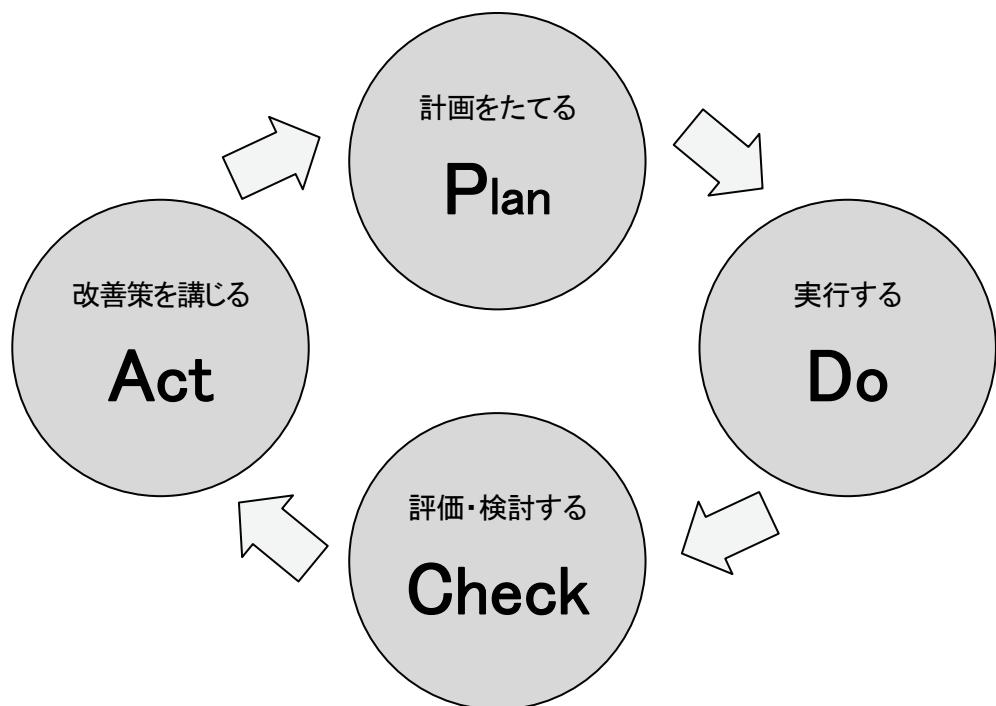
教育委員会のスポーツ推進担当部署を中心に、健康・スポーツ等の関連部署・施策との連携・調整を図り、スポーツ推進計画の全体の進行管理、調査などを行います。

また、民間のノウハウを活用しながら、公共スポーツ施設の管理・運営を行います。

2 PDCA サイクルによる計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、PDCA（Plan=計画を立てる、Do=実行する、Check=評価・検討する、Act=改善策を講じる）サイクルに基づいて計画の進行管理を行います。

市全体で行う事務事業評価、教育委員会として行う進捗状況評価のしくみを活用しながら、計画の進捗状況を毎年度評価し、計画期間の最終年度（平成 33 年度）には数値目標の達成状況について検証を行います。



3 (仮称) 昭島市スポーツ推進審議会の設置の検討

スポーツ基本法第三十二条には、市町村に地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（スポーツ推進審議会等）を置くことができるとされています。本市においても、スポーツ推進計画の進捗状況の評価、提言等を行うことを目的として、学識経験者、行政機関、スポーツ推進委員、体育協会などで構成する（仮称）昭島市スポーツ推進審議会の設置を検討します。

資料

1 昭島市スポーツ推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）の策定をするため、昭島市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 市民の健康・体力づくりの現状の把握及び推進に関すること。
- (2) 市民のスポーツの拠点となる体育施設のあり方と整備に関すること。
- (3) その他推進計画に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 3人以内
- (2) 各種団体の代表者 5人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、推進計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の内から互選により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席により成立し、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

2 昭島市スポーツ推進計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	役 職
1	◎ 中村 平	東京女子体育大学体育学部 教授
2	佐藤 理恵	東京女子体育大学体育学部 講師
3	榎本 至	鎌倉女子大学教育学部 准教授
4	○ 石原 正昭	昭島市体育協会 会長
5	和田 幸子	昭島市スポーツ推進委員会 副会長
6	大竹 宣行	昭島市公立中学校長会（福島中学校校長）
7	中島 岩雄	昭島市自治会連合会 副会長
8	新井 克己	昭島くじらスポーツクラブ 会長
9	海津 宏樹	市民公募
10	柳井 寿美江	市民公募

◎委員長、○副委員長

3 検討経過

委員会開催日程		検討テーマ
第1回	平成27年 6月29日	(1) 検討の進め方について (2) スポーツ振興の施策動向 (3) 昭島市のスポーツ環境の現況 (4) 「昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査」の実施について
第2回	平成27年 9月17日	(1) 今後の検討の進め方について (2) 「昭島市スポーツ推進計画」の計画期間について (3) 「昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査」の結果について (4) 「昭島市スポーツ振興計画」(平成19~27年度)の検証について (5) 「昭島市スポーツ推進計画」策定に向けた課題について (6) 次期計画の基本的な考え方について
第3回	平成27年 10月22日	(1) 「昭島市スポーツ推進計画」の基本的な考え方について (2) 「昭島市スポーツ推進計画」の施策体系(案)について
第4回	平成27年 11月12日	(1) 「昭島市スポーツ推進計画」(案)について (2) パブリックコメントの実施について
第5回	平成28年 1月28日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 「昭島市スポーツ推進計画」(案)について

4 「昭島市スポーツ振興計画」(平成19年度～平成27年度)の検証について

【検証結果の凡例】

- A (計画期間中に終了または終了見込である)
- B (実施中であり、今後も継続する見込みである)
- C (実施中であり、今後は充実が必要である)
- D (実施中であるが、今後は見直しが必要である)
- E (未実施であり、次期計画として検討する)
- F (未実施であり、今後も実施の見込みが立たない)

基本施策	施策項目(大項目)	施策項目(中項目)	具体的施策(小項目)	検証
基本施策1 健康で豊かなスポーツライフの形成	1-(1) スポーツへの参加機会の提供	①初心者等のスポーツ活動の参加機会の提供	a 初心者やスポーツをしていない人向けのスポーツ相談・教室の開催 b 初心者やスポーツをしていない人向けのスポーツの提供 c 家庭でできる軽体操等の普及	B B E
		②勤労者・女性のスポーツの参加促進	a スポーツ施設等の利用時間の拡大 b 女性がスポーツに参加しやすい環境づくりの検討	C D
		③障がい者のスポーツ参加の推進	a 障がい者のスポーツ相談・指導体制の整備の推進 b 障がい者のスポーツ参加環境の整備の推進	C C
		④ライフステージに応じたスポーツの推進	a 家族で楽しむスポーツ機会の提供 b 市民がふれあうスポーツ機会の提供 c 世代の特性に応じたスポーツ相談・指導体制の整備の推進 d 世代別の地域スポーツ講習会・教室の開催	B B B B
	1-(2) 健康・スポーツの推進	①健康・スポーツの普及・促進	a 健康・スポーツの市民への啓発 b 健康・スポーツ相談・指導体制の整備の推進	B C
		②健康・スポーツ・プログラムの提供	a 市民の「健康・体力診断」の実施 b 「スポーツカルテ」づくり c 健康・スポーツプログラムの提供	B C C
		③健康寿命をのばす運動・スポーツの推進	a 高齢者の介護予防運動の相談の実施 b 健康寿命をのばす高齢者への健康・スポーツメニューの提供 c 医療機関と連携したスポーツ相談・指導の充実 d ウォーキングメニューの充実	C C C B
		④地域スポーツの組織化・活性化等の推進	a 総合型地域スポーツクラブの案内・啓発 b 総合型地域スポーツクラブの地域への説明会等の開催 c 「(仮称)設立準備会」の設置の推進 d クラブ育成のためのモデル事業の推進	A A A A
		⑤地域と学校が連携した運動部活動の活性化の支援	a 地域スポーツの組織化・活性化の推進 b 新たなサークル・団体等の組織化の推進 c 既存団体の融合等のための方策の検討	B B F
基本施策2 スポーツ振興の仕組みづくり	2-(1) 総合型スポーツクラブ等の組織化の推進	①地域スポーツクラブの設立準備支援	a 学校外の運動部活動指導者の導入と学校の受け入れ体制の推進 b 運動部活動指導者のデータバンクの整備の推進	C C
		②地域スポーツの組織化・活性化等の推進	a 公共スポーツ施設の運動部活動への開放の推進 b 既存の老朽施設、設備・用具等の整備・改善の推進	B E
	2-(2) 地域と学校が連携した地域スポーツの推進	①地域と学校が連携した運動部活動の活性化の支援	a 競技団体の広報活動の支援 b 新たな競技団体の組織化の推進	B B
		②運動部活動の環境改善・整備	a 既存の競技大会等の充実 b 新たな競技スポーツ大会の開催	B B
	2-(3) 競技スポーツの振興	③競技スポーツ関係者・団体への支援	a 競技大会等への選手・役員派遣の支援・充実 b 競技者、指導者、ボランティア等への表彰制度の充実 c トップアスリートへの支援の推進	B B B

基本施策3 スポーツ施設基盤の整備	3-(1) 公共スポーツ施設の整備・充実	①地域スポーツ拠点、スポーツ施設ネットワークの形成	a 地域スポーツ拠点の整備・充実 b スポーツ施設ネットワークの形成	C B
		②公共スポーツ施設の整備・充実	a 公共スポーツ施設の利用拡大・整備 b 公共スポーツ施設へのアクセスの改善、駐車場の整備・拡充 c 公共スポーツ施設の安全・環境を配慮した整備の推進 d 公共スポーツ施設の円滑な管理・運営	B B C C
		③身近な地域の公共施設の活用	a 公園・広場のスポーツ機能の付加整備・充実 b 市立会館等を軽スポーツ施設としての提供の推進	B B
		④その他の施設の活用	a 民間スポーツ施設との連携 b 国営昭和記念公園の活用の推進 c 遊休地の活用	C C F
		①地域スポーツへの開放・促進	a 地域スポーツへの開放の推進 b 余裕教室を活用した地域スポーツ施設への整備の推進 c 地域スポーツの場としての整備・改善	B F B
		②学校体育施設の整備・充実	a 老朽施設の整備・改善の推進 b 学校体育施設の有効活用	C B
		③地域と学校が連携した管理・運営体制の構築	a (仮称)学校体育施設管理・運営委員会の設立の推進 b 学校体育施設の管理・運営の仕組みづくり	F F
		①総合型地域スポーツクラブを支える人材の育成・確保	a 地域スポーツコーディネーターの育成・確保 b クラブマネージャーの育成・支援	B B
		②地域スポーツボランティアの育成・確保	a 地域スポーツボランティアの育成・確保 b 地域スポーツボランティアデータバンクの創設	E E
		③地域スポーツを支える指導者の育成・確保	a 地域スポーツ指導者の育成・確保 b スポーツ指導者の資格取得等の支援 c 健康・スポーツプログラマーの育成・確保	C C C
基本施策4 スポーツ支援基盤の整備	4-(1) スポーツ振興を支える人材の育成・確保	④競技スポーツを支える指導者の育成・確保	a 競技スポーツの研修会、交流会の開催の支援 b 競技者の健康管理と競技力向上を支援する人材との連携	B B
		⑤行政及び関連機関における人材の育成・確保	a (仮称)健康づくり推進員の設置の検討 b 市のスポーツ専門職の設置の検討	E E
		①市民のスポーツ意識の啓発	a スポーツ振興計画の周知 b 総合型地域スポーツクラブの情報の提供	B B
		②地域スポーツ情報の収集・提供サービスの整備	a スポーツ施設の総合情報の収集・提供 b スポーツ相談に関する情報の提供 c 行政及び関連機関によるスポーツ事業情報の収集・提供	D E B
		③スポーツ施設の予約情報・管理等の整備・充実	a スポーツ施設の予約の利便化・一元化 b 学校体育施設の予約情報・管理等の整備	C C
	4-(2) スポーツ情報の収集・提供体制の整備・充実	①スポーツを通じた交流の促進	a 地域の世代間交流を促すスポーツ大会の開催 b 世代を超えて楽しめるスポーツの普及・促進 c 障がい者と健常者がともに楽しめるスポーツの推進	B B B
		②市民が参加しやすいスポーツ行事の開催	a 市民が企画・運営するスポーツ大会・イベントの開催の支援 b 競技大会の誘致 c プロスポーツ選手等トップアスリートによるスポーツ教室、交流イベントの開催	B B B
		①スポーツを通じた交流の促進	a 地域の世代間交流を促すスポーツ大会の開催 b 世代を超えて楽しめるスポーツの普及・促進 c 障がい者と健常者がともに楽しめるスポーツの推進	B B B
		②市民が参加しやすいスポーツ行事の開催	a 市民が企画・運営するスポーツ大会・イベントの開催の支援 b 競技大会の誘致 c プロスポーツ選手等トップアスリートによるスポーツ教室、交流イベントの開催	B B B
		③スポーツを通じた交流の促進	a 地域の世代間交流を促すスポーツ大会の開催 b 世代を超えて楽しめるスポーツの普及・促進 c 障がい者と健常者がともに楽しめるスポーツの推進	B B B

5 「昭島市の市民スポーツに関するアンケート調査」の概要

(1) 一般調査

①調査の目的

本調査は、昭島市が今後策定するスポーツ推進計画の策定に役立てるため、市民のスポーツについての現状、意見、要望を把握することを目的とする。

②調査対象

市内に居住する満 16 歳以上の市民 738 人(無作為抽出)

③調査方法

郵送配布－郵送回収（督促礼状 1 回送付）

④調査時期

平成 27 年 7 月 16 日～7 月 29 日

⑤回収率

発送・配布数	回収数（回収率）	有効回収数（有効回収率）
738	312 (42.3%)	312 (42.3%)

⑥調査項目

調査項目	問番号	設問
A 基本属性	F 1	性別
	F 2	年齢
	F 3	職業
	F 4	居住地域（小学校区）
B スポーツの実施状況	問 1	この 1 年間で実施したスポーツ
	問 2	スポーツを実施した日数
	問 3	スポーツを実施した曜日、時間帯
	問 4	スポーツを実施した場所
	問 5	スポーツを実施した目的
	問 6	スポーツをしなかった理由
	問 7	今後やってみたい、続けたいスポーツ
	問 8	一緒にスポーツを実施したい人
C スポーツクラブ	問 9	クラブ・サークルへの加入状況
	問 10	加入しているクラブ・サークル
	問 11	加入した動機
	問 12	現在加入していない方の今後の加入意向
	問 13	総合型地域スポーツクラブの認知状況
D スポーツ観戦	問 14	この 1 年間で実際に観戦したスポーツ
	問 15	この 1 年間にテレビ・ラジオで観戦したスポーツ
	問 16	スポーツを観戦した日数
	問 17	東京オリンピック・パラリンピックでしたいこと
E スポーツ支援活動	問 18	スポーツ支援活動への参加経験
	問 19	スポーツ支援活動の中で関心のある活動
F 障害者スポーツ	問 20	障害者スポーツの認知状況
	問 21	障害のある人と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツへの参加意向
G 市のスポーツ推進	問 22	市のスポーツイベントの認知状況
	問 23	市のスポーツ推進委員の認知状況
	問 24	市のスポーツに関する情報入手の方法
	問 25	市のスポーツに関する情報として知りたい内容
	問 26	スポーツ振興のために公共スポーツ施設に望むこと
	問 27	スポーツ振興のために望むしくみ
	問 28	スポーツ振興のために必要な人材
	問 29	世界で活躍する選手の育成に必要なこと
	問 30	自由意見

(2) 中学生調査

①調査の目的

本調査は、昭島市が今後策定するスポーツ推進計画の策定に役立てるため、スポーツ活動の現状や将来について、意見、要望を把握することを目的とする。

②調査対象

昭島市立中学校の2学年の1学級または2学級の生徒 268人

③調査方法

各学校に調査票を送付し、教職員を通じて配布・回収

④調査時期

平成27年7月3日～7月13日

⑤回収率

発送・配布数	回収数（回収率）	有効回収数（有効回収率）
268	268 (100.0%)	268 (100.0%)

⑥調査項目

調査項目	問番号	設問
A 基本属性	問 1	性別
	問 2	学校名
	問 3	スポーツを見るのは好きか
	問 4	スポーツをするのは好きか
B スポーツの実施状況	問 5	体育の授業以外のスポーツの実施状況
	問 6	体育の授業以外で実施しているスポーツの種類
	問 7	体育の授業以外でスポーツをしている日数
	問 8	体育の授業以外でスポーツをしている場所
	問 9	体育の授業以外でスポーツをする目的
	問 10	体育の授業以外でスポーツをしていない理由
	問 11	今後やってみたい、続けたいスポーツ
	問 12	東京オリンピック・パラリンピックでしたいこと
C 市のスポーツ推進	問 13	中学生がスポーツを楽しむためにしたらしいこと
	問 14	中学生が世界で活躍するスポーツ選手になるために必要なこと
	問 15	自由意見

6 スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第二百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十二条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献

が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるように、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以

下「指導者等」という。) の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようになるとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポ

ーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるス

ーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての关心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な發揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一條から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有する

と認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聞くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱さ

れている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

7 用語解説

●運動部活動の外部指導者

学校の運動部活動の実技指導を目的として、学校外から派遣されるスポーツ指導者。

●競技スポーツ

自らの能力と技術の限界に挑み、人間の可能性の極限を追求する側面を持つスポーツ。

●クラブマネージャー

総合型地域スポーツクラブの経営管理者として、事業体であるクラブ全体の経営（マネジメント）を行う立場の人。

●軽スポーツ

手軽にできて老若男女、体力のあるなしに関わらず楽しめるスポーツ。

●健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

●スポーツアドバイザー

スポーツ選手や学校保健・体育従事者などからの専門的なアドバイスをもとに、競技スポーツ、学校運動部活動、余暇のスポーツ、体調管理のための運動など、目的や運動形態に応じて、スポーツ実践プランの提案や相談・指導を行う人。

●スポーツコーディネーター

スポーツを通じて、地域の交流を促進し、総合型地域スポーツクラブの育成、地域スポーツのサークル・団体等の組織化の支援を行う地域スポーツのリーダーの役割を果たす人。

●スポーツ推進委員

スポーツ基本法第三十二条により規定された、教育委員会が委嘱する非常勤の職員。市町村におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、スポーツに関する指導及び助言を行う。

●スポーツ仲裁

公正中立な第三者機関により、競技団体による代表選手選考やドーピング違反による資格停止処分等、スポーツをめぐるさまざまな紛争の解決を図ること。

●スポーツドクター

スポーツを実践している選手の健康管理やスポーツ障害に対する予防、治療等の臨床活動、スポーツ医学の研究、教育、普及活動にあたる医師。

●スポーツプログラマー

主に地域において、各年齢層に応じて適切な運動・スポーツ活動ができるよう、相談及び指導・助言を行う人。プログラマーの資格認定制度がある。

●スポーツボランティア

地域のスポーツクラブなどを、報酬を目的とせず運営や指導を日常的に支え、競技大会や地域スポーツ大会等に能力・技能・労力を提供し運営等を支援する人。

●生活習慣病

食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣によって引き起こされる病気の総称。がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症（高脂血症）、肥満などの病気が挙げられる。

●総合型地域スポーツクラブ

地域の住民が主体的・自主的に組織し、運営するスポーツクラブ。多世代が多種目のスポーツを楽しむことができ、スポーツを通じた地域・世代間交流を推進する。

●地域スポーツ

健康づくり、仲間とのコミュニケーション、スポーツを通じたさまざまな交流による地域の活性化や教育力の再生などを目的として、地域で行われるスポーツ。

●チャレンジデー

毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている、住民参加型のスポーツイベント。人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の『参加率（%）』を競い合う。

● ドーピング防止

ドーピングとは競技能力を高めるために薬物などを使用すること。フェアプレイの精神に反し、競技者に重大な健康被害をもたらすだけでなく、青少年に悪影響を及ぼすなどの問題がある。スポーツ基本法第二十九条には、国は国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の「ドーピングの防止に関する国際規約」に従い、ドーピングの防止活動を実施することが規定されている。

● トップアスリート

プロスポーツ選手やオリンピック出場選手など高度な競技力を有する競技者。

● バリアフリー

すべての市民が自由に行動し、社会参加をする上で妨げとなる物理的・制度的・社会的・心理的な障害をつくらないこと。また、障害を取り除くこと。

● PDCA サイクル

品質改善や業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法の一つ。「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価・検討(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

● ライフステージ

人生における年代別段階。

● レクリエーション

精神や肉体の疲れを回復させるための活動や休養。広義には余暇時間に行われるスポーツ、芸術、娯楽など。

昭島市スポーツ推進計画

発行年月 平成 28 年 3 月

編集・発行 昭島市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

〒196-0033 昭島市東町五丁目 13 番 1 号

(昭島市総合スポーツセンター内)

電 話 (042) 544-4152